

公共政策大学院 平成18年度授業科目一覧

授業科目	単位	責任教員	開講学期	配当学年	週授業回数
<b>(1) 公共政策ワークショップ</b>					
プロジェクトA	12	西久保	通年	M 1	3コマ
プロジェクトB	12	渥美	通年	M 1	3コマ
プロジェクトC	12	植木	通年	M 1	3コマ
プロジェクトD	12	生田	通年	M 1	3コマ
<b>(2) 公共政策ワークショップ</b>					
政策モジュール ~	12		通年	M 2	3コマ
<b>(3) コア・カリキュラム</b>					
現代の行政法制とその横断的検討	4	仲野、生田	後期	M1,2	2コマ
租税制度と政策税制の課題	4	澁谷	後期	M1,2	2コマ
統治機構の動態分析	4	牧原	前期	M1,2	2コマ
国際社会の変容とグローバル・ イシュー	4	戸澤	後期	M1,2	2コマ
経済学理論	4	鴨池	前期	M1,2	2コマ
財政学	2	西村(宣)	*	M1,2	*
リスク社会の科学と政策	4	坪野	後期	M1,2	2コマ
<b>(4) 公共法政策通論</b>					
公共法政策通論	4	生田	通年	M1,2	隔週2コマ
<b>(5) リサーチ・メソッド</b>					
政策調査の技法	2	坪野、牧原、戸澤、金谷	*	M 1	*
<b>(6) 政策体系論</b>					
政策体系論 政策実務A (食料・農業・農村政策体系論)	4	松原	前期	M1,2	2コマ
政策体系論 政策実務B (国際人権・刑事法政策体系論)	2	西村(篤)	前期	M1,2	1コマ
<b>(7) 展開科目</b>					
地域社会と公共政策	4	生田、牧原	通年	M1,2	1コマ
地域社会と公共政策	2	生田、牧原	通年	M1,2	隔週1コマ
租税法原論	2	澁谷	後期	M1,2	1コマ
企業課税論	2	澁谷	前期	M2	1コマ
国際知的財産法	2	蘆立他	後期	M1,2	1コマ
実務労働法	2	水町	前期	M1,2	隔週2コマ
実務労働法	2	水町	*	M1,2	*
社会保障法	2	嵩	後期	M1,2	1コマ
経済法実務	2	鈴木	後期	M1,2	1コマ
経済法理論	2	鈴木	前期	M1,2	1コマ
環境法	2	西久保	前期	M1,2	1コマ
環境法	2	大塚	*	M1,2	*
トランスナショナル情報法	2	芹澤他	後期	M1,2	1コマ
ジェンダーと法演習	2	辻村	前期	M1,2	1コマ
現代政治分析	2	川人	前期	M1,2	隔週2コマ
比較政治学	4	横田	通年	M1,2	隔週2コマ
ヨーロッパ政治史	4	平田	後期	M1,2	2コマ
西洋政治思想史	4	柳父	通年	M1,2	1コマ

注：\*は集中講義である。

**授業科目：公共政策ワークショップ プロジェクトA（12単位）**

**責任教員：西久保 裕彦、ほか1名**

**配当学年：M1年**

地域における地球温暖化対策（仙台市を例として）

### < 目 的 >

地球温暖化問題については、2005年2月に京都議定書が発効し、4月には「京都議定書目標達成計画」が閣議決定され、国レベルでも様々な対策が検討・実施されているが、この計画の中でも「地域の環境行政の担い手である地方公共団体のイニシアティブの発揮が重要」とであると指摘されている。

このような状況の中で、2005年4月現在44都道府県、56市区町で地球温暖化防止のための地域推進計画が作成されており、仙台市でも、地球温暖化対策推進計画を策定し、2010年度において温室効果ガス市民一人当たり1990年度比で7%削減するという目標を掲げて対策を行っているが、実際には市民一人当たりの温室効果ガス排出量はむしろ増加している状況にある。

本ワークショップでは、地球温暖化対策の必要性と緊急性、地球温暖化対策における国と地方の役割分担などを検討した上で、仙台市を例として、地域レベルにおける効果的な地球温暖化対策のあり方について考察することにより、現状把握と政策提案の能力を習得することを主な目的とする。

### < 授業内容・方法 >

おおむね以下の手順で進める予定であるが、具体的な検討の内容及び進め方については、ワークショップ参加者が主体的に検討・決定することが求められる。

#### 1. 現状の理解

地球温暖化は、原因においても対策においても極めて広範な分野に関連しているが、例えば以下のような事項について理解を深める。

- ・ 地球温暖化に関する科学的知見について
- ・ 国際的な動向（条約、議定書、諸外国における取組状況など）について
- ・ 国レベルでの取組（関連法制、計画など）について
- ・ 地域レベルでの取組について（仙台市の取組、他の地方公共団体の取組など）

#### 2. 現行の施策の検討・評価

地球温暖化については国際レベル、国レベル、地域レベルで様々な施策が実施されているが、このワークショップでは、国際レベル、国レベルの施策を前提としつつ、仙台市を例にして、他地域における取組の状況も踏まえながら、地域レベルにおける現行の地球温暖化対策について、主として法政策的見地から検討及び評価を行う。

### 3．課題の設定と政策提言

現行施策の検討・評価を踏まえ、ワークショップとして取り組むべき課題を抽出し、その課題を解決するための効果的で実行可能な政策提言について検討を行う。

なお、これら一連の検討に際しては、文献などの分析・検討に加えて、国、地方公共団体、経済団体、環境NPO、研究者など様々な関係者へのヒアリングを行うとともに、必要に応じて、地域レベルでの地球温暖化対策に関する現地調査やアンケート調査などを実施し、実態を的確に把握することを重視する。

#### <教科書・教材>

ワークショップを進めながら適宜文献を紹介する。

#### <成績評価の方法>

ワークショップ参加者は、チームの一員として役割を分担し、その役割を責任を持って果たすことが求められる。成績の評価は、このような役割を果たす上での各学生の活動状況（取組の姿勢、グループへの貢献度を含む）及びワークショップの報告書（そのプレゼンテーションを含む。）の内容を総合的に評価して行う。

#### <その他>

このワークショップでは、現状把握と政策提言の能力に加えて、作業スケジュールの建て方、文書及びプレゼンテーションの作成手法、関係者へのヒアリングの手法などの能力の涵養も重視して実施する。

**授業科目：公共政策ワークショップ プロジェクトB（12単位）**

**責任教員：渥美 恭弘**

**配当学年：M1年**

地域経済活性化のための地域金融機関及び金融行政の課題と将来像

### < 目的 >

わが国の銀行業界は、1990年のバブル崩壊以降、深刻な不良債権処理問題に悩まされ、1997～98年には「金融危機」を経験したが、最近は、緩やかな景気回復とそれに伴う株価上昇が続く中、ようやくここにきて不良債権処理も峠を越え、収益も回復するなど、全体として見れば落ち着いた状況となり、前向きな経営に転換する環境が整いつつあるように見える。

しかし、いわゆる「地域金融機関」（地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合等）に焦点をあてて見ると、東北地方をはじめ地方経済の疲弊・低迷が続く中、不良債権比率は大手都市銀行に比べ高く、また、数が多すぎるとのいわゆる「オーバーバンキング」問題も指摘されている。さらに、中小企業向け融資等の分野における大手都市銀行の地方進出も今後進むと予想されるなど、地域金融機関の経営環境は依然として厳しいと考えられる。

他方、今後地域経済・産業が活性化するためには、その血液とも言うべき役割を果たす金融の機能が以前にも増して重要なものとなろう。

このような状況を踏まえ、仙台を中心に東北地方の地域金融機関の現状と課題（例えば、不良債権処理問題、収益力向上策、地域密着型サービスの提供、統合・合併の必要性の有無、大手都市銀行や他の金融業界（証券、保険等）との連携等）を調査・分析するとともに、監督官庁である金融行政当局（金融庁、東北財務局、日本銀行等）側の課題を整理し、もって東北地方の経済活性化や地域産業との「共存共栄」に向けたあるべき地域金融業界の将来像とそれを実現するための金融行政のあり方についての政策提言を行うことを、本ワークショップの目的とする。

### < 授業内容・方法 >

本ワークショップは、おおむね以下の内容・手順で実施されるが、その具体的進め方については、対象とする具体的テーマの設定も含め、ワークショップ参加者が、主体的に検討・決定することが求められる。

地域金融機関の現状と課題、地方金融行政（「リレーションシップバンキング」行政等）の現状と課題について、基本的な理解を習得する。

仙台を中心に、個別金融機関（例えば、七十七銀行等）や業界団体支部及び金融行政当局（金融庁本庁、東北財務局、日本銀行仙台支店等）の幹部・担当者からのヒアリング調査を実施する。

地域金融機関の融資先である中小・個人企業への現地調査・ヒアリング調査や一般預金

者からのヒアリング調査及び必要に応じそれらの者に対するアンケート調査（地域金融機関、金融行政当局への要望事項等）を実施する。

以上を踏まえ、東北経済・産業の活性化のためには、どのような地域金融業界の規模・構造、業務方針・内容（ビジネスモデル）が望ましいのか、そのために今後行政が採るべき政策はどのようなものか、といった将来像について提案の形で取りまとめる。

**<教科書・教材>**

ワークショップを進める過程において、適宜文献を紹介していく。

**<成績評価の方法>**

各学生のワークショップにおける活動状況及びワークショップの最終報告書（そのプレゼンテーションを含む）の内容を総合的に評価して行う。

**授業科目：公共政策ワークショップ プロジェクトC（12単位）**

**責任教員：植木 俊哉、ほか2名**

**配当学年：M1年**

「21世紀東アジアのグランド・デザイン構築における日本の役割」に関する政策提言

### < 目 的 >

本ワークショップは、経済的な相互依存と相互浸透が急速に進行する一方で、各国でのナショナリズムの高まりにより政治的には緊張が高まりつつある東アジア地域において、我が国がいかなる政策を展開することが21世紀前半の中長期的ビジョンから望まれるかを法的、政治的、経済的視点から検討し、具体的な政策提言を取りまとめることを目的とするものである。

### < 授業内容・方法 >

#### 日本を取り巻く東アジアの現状の把握

まず、本ワークショップの出発点として、日本を含む東アジア地域の現状に関する事実及びデータ等を、法的、政治的、経済的それぞれの視点、さらには文化的、社会的、歴史的背景等も踏まえつつ、正確に把握する。これは、次の以下の作業に進むための不可欠の前提作業となるものである。

#### 法的・機構的枠組の検討

東アジアの将来像を検討する場合、いくつかの視点からの分析が考えられうるが、ここでは取りあえず法的（ないし政治的）視点からその機構的枠組を検討する。その際には、域内各国の「国家主権」を前提とした経済協力・経済統合のための具体的手法（例えば、共通市場の形成や共通通貨の構築など）や、法的枠組としてのF T A（自由貿易協定）をどのようにネットワーク化していくか（日・シンガポールや日・タイといった二国間から日・A S E A Nといった多国間へ？）といった問題が具体的な検討対象となる。また、経済的に強大となりつつある中国 をどのようにこのような枠組に取り込んでいくか（または封じ込めを図るか）という点も実質的に重要な論点となる。他方で、余計な法的・機構的枠組を人工的に構築しなくとも日中（韓）は事実上経済的に一体化していくので、経済性原理に委ねて政治的には何も構築しないことがむしろ望ましいという考え方もありうる。これらの選択肢のプラス要因・マイナス要因の比較検討が必要とされよう。「東アジア共同体」構想、アジア太平洋経済協力会議（A P E C）の「アジア太平洋経済協力機構」化、「A S E A Nプラス3」プラス など、さまざまな法的・機構的枠組が考えられうるが、「何を目的とする制度や枠組を考えるのか」という根本的な問いを常に忘れずに具体的な検討を行うことが重要である。

#### 実地調査及びインタビュー等

ここでは、 の事実関係の整理及び の法的・機構的枠組の検討の成果を踏まえた上で、東アジアの将来像に関する政策提言を行う場合の前提条件となる法的要因、政治的要因、

経済的要因、文化的・社会的要因について、各分野の実務家や専門家へのインタビューや実地調査等を行う。もし条件が整えば、本研究科との学术交流協定の締結校である韓国の国民大学校等へも実際に赴き、専門家へのインタビューや意見交換、実地調査等も実施したい。

#### **具体的な政策提言の取りまとめ**

以上の～を総括して、具体的な政策提言の取りまとめを行う。その場合には、当該政策提言の現実的な実現可能性を常に意識するとともに、複数の政策提言案を検討する場合には、それぞれの具体的選択肢のプラス要因とマイナス要因の比較検討を行うことが必要とされよう。政策提言の取りまとめの過程では、日本の「国益」とは何か、さらに21世紀における日本の「国家像」の提示といった根本的な課題を常に念頭に置きつつ、具体的な政策提言を集約することが重要である。

#### **<教科書・教材>**

ワークショップを進める中で適宜必要な資料及び文献等を紹介する。

#### **<成績評価の方法>**

ワークショップにおける各学生の日常的な活動状況と取組みへの意欲、最終報告の内容、水準及びプレゼンテーション等を総合的に評価して行う。

**授業科目：公共政策ワークショップ プロジェクトD（12単位）**

**責任教員：生田 長人、澁谷 雅弘**

**配当学年：M1年**

### < 目 的 >

本ワークショップにおいては、東北地方の地域社会が直面している諸課題のうち、地域社会の根底を揺るがす可能性のある深刻なものを取り上げ、現行法制度の枠では対応が困難な分野について、地域の独自の対応策を検討し、その具体的実現措置の構築を行うことを目的とする。

### < 授業の内容・方法 >

#### 第1テーマ：地方都市の中心市街地の活性化

地方都市の中心市街地は、様々な対策が講じられているにもかかわらず、衰退傾向が止まらず、最近では、地方中心都市にまでその影響が現れるに至っている。その主たる原因が大規模小売店舗の郊外立地にあるとして、福島県においては、条例で、立地規制を行うこととしており、政府も今国会に都市計画法の改正案等の提出を予定しているが、これに対して大規模小売店舗側の強い反発が生じているとともに、そのような対策が本当に効果をもたらすのかについての疑問も呈されている。

このワークショップにおいては、まず、地方都市の中心市街地及び中小小売業者の実態を把握し、次に、現行法制度の果たしている役割と運用実態を把握し、中心市街地が衰退している本当の原因はどこにあるかを考察することを行う。

そのうえで、提案されている改正法案の問題点を批判的に検討し、改正法案の作成を行う。また、法改正では対応できないと考えられる点については、条例案の検討を行い、地方都市活性化総合対策の策定を目指す。

#### 第2テーマ：地方都市における産業廃棄物の適正処理対策

東北地方の諸都市においては、現在に至るまで、毎年のように、産業廃棄物の不法投棄問題、処理場の適正立地問題、処理場における不適正処理問題等が報道されており、これらが、自然環境に恵まれた平穏で美しい里山地帯に、唐突で深刻なフリクションを生じさせている。これらの問題は、背景に、いかなる土地利用も原則として許容するわが国土土地利用制度の基本的欠陥が存在するとともに、廃棄物の処理を市場原理に委ね、有限の行政がこれを監視する方式の限界が露呈しているとも考えられる。廃棄物処理法に基づく現行システムを維持している限り、このままの状況が続くとともに、処理場及び処理能力の限界が近づけば問題は一層深刻化する可能性が高い。

このワークショップにおいては、時間の関係上、産業廃棄物に関する全ての問題を取り扱うことはできないが、主として、産業廃棄物処理場の立地問題、特に水源地域周辺へ



の立地問題をめぐる規制のあり方及び産業廃棄物の処理に対する負担の適正化を通じた誘導施策についての検討を行うことを予定している。

本ワークショップにおいては、第 1 テーマについては集団作業を予定し、チームとしての報告を行うこととしているが、第 2 テーマについては参加学生各自が独自の角度からテーマに取り組むことを予定しており、チーム全体の報告は予定していない。

本ワークショップにおいては、第 1 テーマの検討において、参加学生が、集団作業における一員としての自らの役割を果たすことの重要性、チーム全体としての有機的な作業のあり方等を習得してもらうことを目指している。このため、作業課題ごとに責任者が決められ、原則として責任者が各作業課題の結論についての全責任を持つ方式を採用する予定である。

なお、初期段階において、教員による次の点についての実地指導が行われる予定である。

作業報告ペーパーの書き方、作業報告における説明の仕方、議論の戦わせ方及び説得方法、討論における司会のあり方、議論のとりまとめ及び結論の位置づけ・評価並びに次の作業に向けての展開等に関する作業責任者の結論の導き方

本ワークショップにおいては、第 1 テーマに関しては徹底した集団作業への貢献を評価の対象とするため、教員が許容した場合を除き、個人の単独行動を認めない。ただし、第 2 テーマについては、主として、個人が独力で問題の本質を把握し、自らの評価を行い、自力で政策の企画立案を行うことができる能力を修得してもらうことを意図しているため、集団における作業は例外的となり、チームに対する報告とそれをめぐる討論が集団作業の主な内容となる予定である。この部分については、そのプロセスにおいて、実務と同等の一連の作業を経験することとなる。

## 第 1 テーマの作業手順

小売業をめぐる全体的状況に関する認識の確立

現行法制度が成立するまでの経緯の把握

現行法制度の内容についての把握

現行法制度の運用実態の把握

現行法制度に関する批判的主張に関する論点の把握

現地調査に関するポイントの検討と調査方法の検討

現地調査

現地調査から得られたものの整理と問題認識の再検討

法制度として改善すべき点の抽出と改善案の検討

法制度では対応できない点の抽出と対応案の検討

改善案等の全体的整合性に関する検討

報告案の作成

<教科書・参考書>

作業の進展に応じて、必要に応じて紹介する。

**授業科目：公共政策ワークショップ（12単位）**

**配当学年：M2年**

**< 目 的 >**

公共政策ワークショップは、1年次において公共政策ワークショップ、リサーチメソッド等により習得した調査、課題発見、政策立案等の政策実務に必須とされる能力の一層の向上を図ることを目的とする。このため、学生自らが、あらかじめ設定されている政策領域を踏まえつつ、担当の実務家教員・研究者教員と相談しながら独自の政策課題を選択し、所要の調査等を行い、その解決策等を内容とするリサーチペーパーを作成する。

**< 授業内容・方法 >**

公共政策ワークショップにおいて、学生は、課題を設定した後、それぞれが担当の実務家教員・研究者教員と相談しながら、一年次の「公共政策ワークショップ」で習得した調査の基本的な技法を活用して、調査計画を作成し、具体的な調査の実施等を進め、最終的にはリサーチペーパーを作成し、審査を受ける（1月中旬目処）。なお、10月から11月にかけて中間報告会、3月に最終報告会を行う予定である。

「公共政策ワークショップ」との最大の相違点は、個人単位で調査を行う点であり、具体的なスケジュールは学生ごとに異なることとなる。また、「プロジェクト機関」についても、「ワークショップ」とは異なり、当初からは特定されるものではなく、政策課題に応じて学生自らが必要に応じて設定することとなる。

学生は、担当教員による個人指導に加えて、適宜研究会形式で開催される機会を活用して、他の教員や学生と討論を行いながら、自ら進捗状況の点検、調査の見直し、調査の取りまとめ等を行う。

**< 教科書・教材 >**

ワークショップの進め方については、『2006年度公共政策ワークショップ・ハンドブック』を参照されたい。

個別テーマについては、独自に設定される政策課題に応じて、指導教員から適宜指定される。

**< 成績評価の方法 >**

最終成果物であるリサーチペーパーの内容や報告会における報告の状況を下に成績を評定する。

**授業科目：現代の行政法制とその横断的検討（4単位）**

**責任教員：仲野 武志**

**配当学年：M1・2年**

### < 目 的 >

この授業は、行政実務の現場に求められている、「緻密な立法論」を展開する能力をもった人材を養成することを目的とする。

近時の法改正には、昭和50年頃までに完成した基幹法制と対比すると、その焼き直しや、論理一貫性を損なう蛇足的・彌縫的改正が目立つほか、積極的意義に乏しい「改正のための改正」も散見される。このような霞ヶ関における立法能力の衰えは、事務量の増大など幾つかの要因を指摘しうるが、識者の深く憂慮するところである。他方、地方公共団体において、自治立法能力の向上が求められていることはいうまでもない。

「各論なき総論」に終始してきた従来の行政法教育は、この要請に対して正面から応えるものではなかった。そこで育成されてきたのは行訴法や国賠法の判例に詳しい人材ではあったが、ある政策分野に関してどのような法令があるかを探し出し、他省所管の類似法令と対比して読みこなせる人材ではなかった。ましてや改正法律案を起草しうる人材は大学レベルでは供給されず、霞ヶ関のみで養成され、独占された。

このような需要と供給の齟齬を是正すべく、この授業の目的を具体的に敷衍すると、次のようになる。

- ・ 主要な行政法規にみられる条文構造のパターンを踏まえた上で、初めて接する条文を自由自在に読みこなす能力
- ・ 各政策課題について、関連する現行法制を探し出し、それによる対応の限度を考察する能力
- ・ 各政策課題について、政策論と法律論を区別した上で、既存法体系に抵触しない範囲内で、法律改正案を条文化する能力

### < 授業内容・方法 >

授業は、4部に分かたれる。第1部、第3部及び第4部は仲野が、第2部は生田が担当する。

第1部「実定行政法各論」(12コマ)では、1700本を超える現行法律の中から、各行政分野にわたって特に重要な以下の40～50本を選び出し、その条文を1条ずつ読解してゆく。具体的には、無作為に学生を指名し、条文を音読させ、その意味するところを自分の言葉で説明させるという方法をとる。このような地道な作業は、行政法規独特の文言パターンに慣れ、各種法制度の組み立て方のパターンを体得するために必要不可欠であり、そのようにして初めて(ここで取り扱わないものも含めた)行政法規を自在に読みこなせるようになるのである。

水質汚濁防止法、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、自然公園法、自然環境保全法、環境影響評価法、国土利用計画法、都市計画法、建築基準法、土地収用法、土地区画整理法、都市再開発法、道路法、都市公園法、下水道法、河川法、海岸法、道路運送法、道路運

送車両法、鉄道事業法、航空法、港湾法、公有水面埋立法、災害対策基本法、農業振興地域の整備に関する法律、農地法、土地改良法、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律、森林法、森林病虫害等防除法、漁業法、食品衛生法、水道法、医療法、医師法、薬事法、毒物及び劇物取締法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、国民年金法、厚生年金保険法、健康保険法、国民健康保険法、老人保健法、生活保護法、社会福祉法、児童福祉法、学校教育法、宗教法人法、文化財保護法、電波法、放送法、電気通信事業法、消防法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、鉱業法、採石法、電気事業法、ガス事業法、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、工場立地法、大規模小売店舗立地法、特許法、外国為替及び外国貿易管理法、出入国管理及び難民認定法、国籍法、破壊活動防止法、銀行法、日本銀行法、預金保険法、保険業法、証券取引法、警察官職務執行法、道路交通法、銃砲刀剣類所持等取締法、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、自衛隊法、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律

第 2 部「立法技術演習」( 6 コマ ) では、法令又は条例の規定を作成するに当たって必要となる立法技術に関する授業が行われ、その後、規定の新設、改正作業の実習が行われる。実習においては、短い立法作業課題を与えられ、答案を提出し、その後、実際に行われた立法との照合が行われるという形の作業が予定されている。

第 3 部「政策課題と現行法制」( 2 コマ ) では、その時点の新聞報道等において話題とされた 8 ~ 10 件の政策課題について、関連する法律・政省令の条文を洗い出す作業を行う。

第 4 部「政策課題と法律改正」( 10 コマ ) では、第 2 部で学生の関心を集めた 2 ~ 3 件の政策課題について、現行法によって対処しうる限度を精査したのち、既存法体系に抵触しない範囲において、可能かつ適切な法律改正案を共同討議によって作成してゆく。

### < 教科書・教材 >

第 1 部については、手製の条文集を配布する（度重なる改正によってにわかに全貌を把握しがたい法律については、制定当初の条文を併載する）。

第 3 部及び第 4 部における法令検索には、総務省「法令データ提供システム」の用語・索引検索（<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>）を用いる。衆議院の制定法律検索（[http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index\\_search.htm](http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index_search.htm)）は、過去に遡って条文パターンを探索する際に有用である。

政策課題に関する新聞記事は授業初回以降、随時配布する。わが国のマスメディアではあまり報道されない分野もあり、学生からの提案も歓迎したい。

### < 成績評価の方法 >

第 1 部における指名時の応答を基礎評価とし、これに第 2 部、第 3 部及び第 4 部の集団討論における貢献度を加算して評価する。

### < その他 >

平成 17 年度の同名科目と本科目は、全く別の科目である。前者を履修した者であっても後者を履修することができる。

**授業科目：租税制度と政策税制の課題（4単位）**

**責任教員：渋谷 雅弘**

**配当学年：M1・2年**

### < 目的 >

租税制度は、国家の財源調達という目的を持ち、一定の基本原則に基づいて構築される体系である。他方において、様々な政策分野で税制は有効な手段として用いられており、これは政策税制と呼ばれる。この両者について学び、その今日的課題について理解し、租税制度および政策税制の立案、分析、評価等の能力を身につけることが、この授業の目的である。これによって、理論的・実務的知識を備えた租税政策全般の専門家を養成する。

この授業においては、政策プロフェッショナル養成という公共政策大学院の目的に則して、立法学・政策学として租税を学習する。租税を直接に担当するのは官庁は財務省、地方税制については総務省であるが、それ以外の省庁が担当する政策分野の多くでも、租税に関する知識は不可欠となっている。また、地方自治体による独自課税の動きがしばしば報道されるように、地方政府による政策立案においても、今日では租税に関する知識が必要とされている。

租税制度を学ぶとは、あるべき租税の原則と、その原則を実現するための仕組みを考えることをいう。それに対して、政策税制とは、租税以外の様々な政策目標を実現するために、税制を手段として用いることをいう。税制についての個別的知識よりも、この租税制度と政策税制とのバランス感覚を学ぶことが、この授業の最終的な目標である。

### < 授業内容・方法 >

授業は、対話型の少人数講義により行う。現に社会において問題となっている租税制度および政策税制上の論点を対象としながら、その理論的背景や実務的視点についても学んでいく。

授業は2部に分かれる。第1部の租税制度総論においては、租税制度の基礎を学び、租税政策上の今日的課題について議論を行う。第2部の政策税制各論においては、国家の様々な政策問題に対する手段として税制が用いられていることを知り、その目的・効果について議論を行う。第2部は、実務家教員の協力を得てオムニバス形式を取り入れて行う。その上で、各政策税制が租税制度の理念とどのように調和または対立するのかを検討する。授業は、次の順序で進める。

#### 第1部 租税制度総論

イントロダクション：租税の意義、種類、機能、及び根拠について、その概略を理解する。

税制の基本原則：税制の基本原則としてどのような考え方があるか、また近年よく言及されている「公平」「中立」「簡素」とはいかなる意味であるかを学ぶ。

近年の税制改革：日本及び各国における最近の税制改革の動向を学び、税制の今日的問

題点を理解する。

個人所得課税：個人所得課税の全体構造、課税単位、譲渡所得課税について学習する。

企業課税：法人税制の基礎と、新型企業組織に対する課税上の問題点を学ぶ。

消費課税：付加価値税の仕組みについて学習する。

資産課税：相続税及び固定資産税の基礎を学ぶ。

地方税と地方財政：地方税の体系及び地方財政の現状について学習する。参考文献として、神野直彦＝自治・分権ジャーナリストの会編『課税分権』（日本評論社、2001）。

租税行政：租税行政組織と租税行政の現状について学習する。

租税特別措置：租税特別措置の意義と機能について学習する。これは、第2部のイントロダクションとしての意味を持つ。参考文献として、和田八束『租税特別措置 歴史と構造』（有斐閣、2001）。

## 第2部 政策税制各論

金融・証券制度と税制：二元的所得税の考え方と、最近の金融・証券税制の改革について学習する。参考文献として、税制調査会『金融所得課税の一体化についての基本的考え方』（2004年6月15日）、中里実『キャッシュフロー・リスク・課税』（有斐閣、1999）『金融資産収益の課税』日税研論集41号（1999）。

中小企業税制：中小企業に関する税制上の諸問題について学習する。参考文献として、『中小企業税制』日税研論集6号（1988）。

事業承継税制：事業主の相続時における事業承継に関して、私法上の問題と合わせて、税法上の課題を学ぶ。

産業税制：租税特別措置としての産業税制について、その経緯を学ぶ。参考文献として、経済産業省編『産業税制ハンドブック』（経済産業調査会）、山内進『租税特別措置と産業成長』（税務経理協会、1999）。

社会保障制度と税制：社会保障制度と税制との関連について学ぶ。特に年金制度と、年金に対する課税のあり方に重点を置く。参考文献として、税制調査会『少子・高齢社会における税制のあり方』（2003年6月17日）、『年金税制』日税研論集37号（1997）。

土地政策と税制：地価高騰期における土地税制に関する議論を学び、政策手段としての租税特別措置の意義について考察する。参考文献として、税制調査会『土地税制のあり方についての答申』（1968年7月26日）、税制調査会『土地税制のあり方についての基本答申』（1990年10月30日）、石弘光『土地税制改革』（東洋経済新報社、1991）、野口悠紀雄『土地の経済学』（日本経済新聞社、1989）、佐藤和男『土地と課税』（日本評論社、2005）。

環境政策と税制：いわゆる環境税を巡る議論の現状、税制のグリーン化と呼ばれる動き、及び産業廃棄物課税など各地方自治体が独自に行っている環境関連課税の実態について学習する。参考文献として、OECD『環境関連税制』（有斐閣、2002）、藤田香『環境税制改革の研究』（ミネルヴァ書房、2001）。

家族制度と税制：今日における家族の変容を踏まえて、家族に関する課税上の諸問題を学ぶ。参考文献として、人見康子＝木村弘之亮編『家族と税制』（弘文堂、1998）。

公益法人・NPOと税制：公益法人に対する課税の経緯と、NPOに対する課税上の今日の問題を学ぶ。

**<教科書・教材>**

上に掲げたものの他に、全体的な教材としては、金子宏『租税法』（弘文堂）『図説日本の税制』（財経詳報社）特に第1部においては、金子宏『租税法』を教科書として用いる。

その他、税制調査会や各種審議会等の資料等を用いる。

なお、初学者向けの教科書としては、前述の『図説日本の税制』のほか、金子宏ほか『税法入門』（有斐閣新書）又は新井益太郎監修『現代税法の基礎知識』（ぎょうせい）を勧める。

**<成績評価の方法>**

成績は、各回の対話の内容およびレポートにより評価する。

**<その他>**

関連する科目として、租税の基礎理論について議論する「租税法原論」がある。



**授業科目：統治機構の動態分析（４単位）**

**責任教員：牧原 出**

**配当学年：M1・2年**

### < 目 的 >

この授業の目的は、統治機構を構成する諸制度の理論を理解した上で、その運用・政治的效果についての実体的側面を分析する点にある。公共政策についての諸理論を習得するとともに、その視点から日本や諸外国で実際に用いられた政治・行政文書の内容を分析し、政策理論・行政理論と行政実務の双方への理解を深める。一方で行政官・政治家などの行政実務にかかわる人間の視点に立つことを学び、他方でそれを諸学問の観点から分析・検討することで、行政活動についてその外部から客観的に理解することが目指される。特に日本で現在進行中の諸改革に留意し、その中で諸制度がどのように運用され、いかなる領域がいかなる方向へ変化しつつあるのか分析していく。

### < 授業内容・方法 >

授業の進め方としては、各回のテーマに関連した文献リストをあらかじめ配布し、学生の必読文献と参照文献を指示した上で、講義形式で解説を加える。その後に演習形式で、割り当てられた学生が講義を受けた理論の観点から必読文献を分析して発表する。その発表をめぐって討論を行い、理論と実務についての理解を深める。1995年9月の村山内閣の閣議決定「審議会等の透明化・見直し等について」以降、政府の諮問機関等の議事内容と報告書が公開されるようになり、それらは政府のホームページよりダウンロードできるようになった。したがって、議事内容にも目を配りながら報告書を分析していく。学期終了後、学生は報告内容をさらに発展させたレポートを提出する。

授業内容及び各回の必読文献は以下の通りである。これらについては履修学生の人数・関心等に応じて、若干の組み替えを行うことがありうる。また、現在進行中の諮問機関については、その最終結果が公表され次第、講読文献に組み入れていく予定である。

#### (1) はじめに：政治の言葉・政策論争・行政の「ドクトリン」

Christopher Hood & Michael Jackson, *Administrative Argument*, Dartmouth, 1991, Ch.1

上野千鶴子 + 大沢真理「男女共同参画社会基本法のめざすもの」(上野千鶴子編『ラディカルに語れば...』平凡社、2002年)

#### (2) 政権交替と「行政の中立性」

辻清明『新版日本官僚制の研究』東京大学出版会、1969年、第1章

新しいリーダーとともに歩む会『マニフェスト2005 子どものしあわせが広がるまち』

2003年総選挙民主党マニフェスト

Labour Party, *Britain will be better with new Labour*, 1997

( 3 ) 制度としての国会・裁判所

大石真「国会改革をめぐる憲法問題」『法学論叢』141 巻 6 号

Ran Herschl, “The Political Origin of Judicial Empowerment through Constitutionalization: Lessons from Four Constitutional Revolutions”, *Law and Social Inquiry*, Vol. 25, pp.91-147.

参議院の将来像を考える有識者懇談会『参議院の将来像に関する意見書』2000 年 4 月 26 日

司法制度改革審議会『意見書』2000 年 6 月 12 日

( 4 ) 内閣

Richard Crossman, *The Myths of Cabinet Government*, Harvard University Press, 1972, Ch.2.

首相公選制を考える懇談会『報告書』2001 年 8 月 7 日

( 5 ) 省庁制

牧原出『内閣政治と「大蔵省支配」』中央公論新社、2003 年、第 1 章

行政改革会議『最終報告』1997 年 12 月 3 日

( 6 ) 調整とセクショナリズム

Eugen Bardach, *Getting Agencies Work Together*, The Brookings Institution, 1998, Ch.2.

行政改革会議『最終報告』1997 年 12 月 3 日

( 7 ) 地方自治と政府間関係

西尾勝「分権型改革の到達点と課題」(松下圭一他編『岩波講座自治体の構想 1 課題』岩波書店、2002 年)

第 28 次地方制度調査会関係資料

地方財政審議会『地方税財政改革の推進に関する意見』2005 年 6 月 10 日

地方分権 21 世紀ビジョン懇談会関係資料

( 8 ) 公務員制

Sylvia Horton, “Introduction: The Competency Movement: its Origins and Impact on the Public Sector”, *International Journal of Public Sector Management*, Vol.13, No.4, 2000.

閣議決定『公務員制度改革大綱』2001 年 12 月 25 日

( 9 ) 民営化と特殊法人改革

Christopher Hood et al., *Regulation inside Government: Waste-Watchers, Quality Police, and Sleaze-Busters*, Oxford University Press, 1999, Ch.1.

道路公団民営化推進委員会『意見書』2002 年 12 月 6 日

郵政民営化に関する有識者会議議事録等

( 10 ) 財政

アーロン・ウィルダフスキー『予算編成の政治学』勁草書房、1972 年、第 1・2 章

閣議決定『経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005』2004 年 6 月 21 日

( 1 1 ) 外交

ハロルド・ニコルソン 『外交』 東京大学出版会、1968 年、第 1 章

Brian Hocking, "Foreign Ministries: Redefining the Gatekeeper Role", in idem (ed.) *Foreign Ministries: Change and Adaptation*, Macmillan, 1999.

外務省改革に関する「変える会」『最終報告』2002 年 7 月 12 日

海外経済協力に関する検討会関係資料

( 1 2 ) 規制

Martin Lodge, *On Different Tracks, Designing Railway Regulation in Britain and Germany*, Praeger, 2002, Ch.1 & Conclusion.

伊藤正次 『日本型行政委員会制度の形成』 東京大学出版会、2003 年、序章・終章  
閣議決定 『規制改革・民間開放推進 3 ヶ年計画』 2004 年 3 月 19 日

( 1 3 ) 警察と倫理

Mark H. Moore, *Creating Public Value*, Harvard University Press, 1995, Ch.3.

警察刷新会議 『警察刷新に関する緊急提言』 2000 年 7 月 13 日

( 1 4 ) コミュニティ・国家・グローバリゼーション

追悼・平和祈念のための記念碑等施設の在り方を考える懇談会 『報告書』 2001 年 12 月 24 日

男女共同参画審議会 『男女共同参画ビジョン』 1996 年 7 月 30 日

( 1 5 ) おわりに：科学として、技法として、専門職としての行政

L. E. Lynn, *Public Management as Art, Science and Profession*, Chatham House Publishers, 1996, Ch.6

牧原出 「憲政の中の『内閣官僚』」( 坂野潤治他編 『憲政の政治学』 東京大学出版会、2006 年 )

< 教科書・教材 >

上記各回における必読文献については、各自がウェブサイトよりダウンロードできるものの他は、当方で用意する。また、あらかじめ詳細な文献リストを配布するが、概説書としては以下のものが有益である。

西尾勝 『行政学 新版』 有斐閣、2002 年

西尾勝・村松岐夫編 『講座行政学 1～6』 有斐閣、1994 年

升味準之輔 『日本政治史 4』 東京大学出版会、1988 年

北岡伸一 『自民党』 読売新聞社、2005 年

< 成績評価の方法 >

演習での討論への参加、報告の内容、期末のレポートによる。

**授業科目：国際社会の変容とグローバル・イシュー（4単位）**

**責任教員：戸澤 英典**

**配当学年：M1・2年**

### < 目 的 >

この授業の目的は、現代の国際社会で発生する様々な問題に関する情報を収集し、国際関係論の諸理論に基づく考察も応用しながら、その解決策を提示する能力を養うことにある。グローバル化の進展する現代社会では、そうした国際的な問題群に対する感受性と問題解決能力は、いわゆる国際政治や国際行政の場に直接・間接に関与する者ばかりでなく、従来ピュアに国内政治・行政の持ち場と考えられてきたような政策領域に携わる者にとっても不可欠のものとなってきた。

今年度の授業では、“Think Globally, Act Locally”をテーマとする。この言葉は「グローバル化」に向き合う姿勢を考える際にしばしば喧伝されるスローガンであるが、その具体的な意味については必ずしも明確ではない。身近で具体的なケースを通して、“Think Globally, Act Locally”のあり方を検討する。

### < 授業内容・方法 >

履修生には、まず、基本文献の講読によって国際関係論の様々なアプローチを修得してもらうと同時に、特にグローカリズム（Glocalism）に関する理論を検討してもらう。その上で、グローバル化がローカル（身近）なレベルにまで及ぼしている影響について、具体的な事例を選んで実際の調査にあたってもらい、その成果を随時プレゼンテーションしてもらいながら、授業の場で検討していく方式をとる。

現在のところ、とりあげる予定の個別テーマは以下の通りである。

#### 第1部 国際関係論の理論的アプローチ

- (1) グローバル・ガバナンス論
- (2) リンケージ（連繫政治）論
- (3) 民際外交に関する理論
- (4) グローカリズムに関する理論的アプローチ

#### 第2部 グローカリズムの実際

- (1) 個人レベルの「国際化」
- (2) NGO・市民団体の取り組み
- (3) 自治体外交の可能性
- (4) 企業・経済団体の対応
- (5) 大学・研究機関の国際交流

### <教科書・教材>

各回の必読文献についてはコピーを配布する。また、参考文献については授業中に適宜紹介するが、差し当たり以下のものについては事前に目を通しておくことが望ましい。

・渡辺昭夫 / 土山實男編『グローバル・ガバナンス 政府なき秩序の模索』東京大学出版会、2001年

・臼井久和 / 高瀬幹雄編『民際外交の研究』三嶺書房、1997年

・駒井洋 / 渡戸一郎編『自治体の外国人政策：内なる国際化への取り組み』明石書店、1997年

### <成績評価の方法>

参加者の報告、質疑・討論への参加、期末のレポートに基づいて評価する。

**授業科目：経済学理論（4単位）**

**責任教員：鴨池 治**

**配当学年：M1・2年**

**< 目 的 >**

この授業では、経済政策の基礎となるマクロ経済学（金融を含む）およびミクロ経済学を講義し、その内容を実際の政策に応用できる能力を涵養することを目的とする。授業評価シートを読むと、公務員試験を受験する受講者が多いので、過去の試験問題等を授業中あるいは宿題で解くことを要請し、経済学の試験問題を解く能力を高めることも目的とする。

**< 授業内容 >**

過去に経済学の授業を受講していない学生がいることを考慮して、マクロ経済学、ミクロ経済学の宿題をそれぞれ数回ずつ課す。授業は、通常の講義と試験問題の解説・解答をほぼ半々行う。主な内容は、以下の通り。

**1．マクロ経済分析**

国民所得・・・GDP、国民所得の概念、国民所得の決定理論、  
市場均衡・・・財市場、金融市場、労働市場、  
経済政策・・・財政政策、金融政策の効果  
開放マクロ経済学・・・マンデル=フレミング・モデル  
経済成長・・・ハロッド=ドーマー・モデル、新古典派モデル  
産業連関分析

**2．ミクロ経済分析**

経済主体の行動・・・家計、企業、政府  
市場均衡・・・効率的な生産、分配の問題、  
独占市場、寡占市場  
市場の失敗と政府の失敗

**< 教科書 >**

幸村千佳良著『公務員試験・はじめて学ぶマクロ経済学』第2版、実務教育出版、2001年、  
本体 1400 円 + 税。

幸村千佳良著『公務員試験・はじめて学ぶミクロ経済学』第2版、実務教育出版、1998年、  
本体 1300 円 + 税。

**< 参考書 >**

中谷 巖著『入門マクロ経済学』第4版、日本評論社、2000年、3150円。

武隈眞一著『ミクロ経済学』増補版、新世社、1999年、2850円 + 税。

**< 成績評価の方法 >**

出席、宿題、小テスト、期末テストを総合判断して評価する。

**授業科目：財政学（2単位）**

**責任教員：西村 宣彦**

**配当学年：M1・2年**

### < 目的 >

本講義では、日本が現在直面している財政危機問題に対して、どのように対処し、財政システムの再生を図っていくべきかを巡る学問的論争を学ぶことを通じて、この問題に関して自ら批判的に思考する上で必要な知識・概念・思想を修得することを目的とする。

### < 授業内容・方法 >

授業内容について。4部で構成される。第1部は、財政学における4つの代表的な理論フレームワーク（思考枠組み）の概説と比較を行う。ここで取り上げる4つの理論フレームワークとは、新古典派経済学、公共選択論、マルクス主義財政学、財政社会学である。財政政策を巡る論争の多くは、どの理論フレームワークに立脚するかによって立ち位置が定まってくるので、それらの共通点及び相違点を把握することで、政策論争の見通しは良くなるだろう。研究者養成が目的ではないので、特定の理論的フレームワークの知識を厳密に積み上げていくことよりも、諸個人の思考パターンを支配している複数の財政認識枠組みが、政策論争の場で交錯する様相を掴まえることに重点を置く。

第2部は、現代日本の中央政府の財政改革を巡る論点を検討する。ここでは、主に青木昌彦／鶴光太郎編著『日本の財政改革』（東洋経済）を下敷きに検討を進める。同書は、「財政過程の経済学的アプローチによる分析」を特徴とし、ここで採用されている思考様式は、近年、政策論争の場での影響力を強めているので、これを簡単に紹介する。各論としては、同書の主要テーマである意思決定システム改革のほか、税制改革及び財政投融资改革を取り上げる。

第3部は、「地方分権と地方財政システムの改革」をテーマとする。2000年の地方分権一括法で積み残しとなった、地方財政の「三位一体改革」は、昨年度をもって第1ラウンドを終えたが、引き続き、地方交付税改革などを中心に政策論争が繰り広げられている。講義では、日本の地方財政システムの特徴及び改革史、地方圏における自治体財政の現状などを概説しつつ、「地方の自立（自律）」を巡るモラル・ハザード論とナショナル・ミニマム論・自治再生論のせめぎ合いを見ていく。講義担当者が居住する北海道において先行的に取り組みが始まっている道州制特区を巡る議論も、ここで取り上げる。

第4部は、展望として「サステナビリティ（＝持続可能性）」について論じる。サステナビリティは、環境政策の用語（環境のサステナビリティ、持続可能な発展・・・）としてよく知られているが、最近では、他の個別政策分野（財政・年金のサステナビリティ、持続可能な農業、地域社会の持続可能性、等々）及び、あらゆる政策分野を横断・統合した最高規範性を持つ価値概念として、広く用いられるようになってきている。とはいえ、サステナビリティ概念がさまざまな分野に浸透すればするほど、その意味内容は希釈され、「サステナビリティ概念を巡る政治」が跋扈するようになる。ここではそうし



た状況を紹介しながら、日本は一体、何のサステナビリティを目指すのかを根源的に問い、財政システム改革の方向性について規範的に考察する。

授業方法について。パワー・ポイントを用いて講義を行う。集中講義では、どうしても集中力が散漫になりがちのため、単元終了毎に小テストを複数回実施し、知識の定着と思考力のグレードアップを図る。

#### <教科書・教材>

パワー・ポイントのスライドを配布資料として配り、教科書は使用しない。主な参考文献は、以下の通り。詳細なものは、講義中に紹介する。

青木昌彦、鶴光太郎編、『日本の財政改革』、東洋経済、2004年

赤井伸郎、佐藤主光、山下耕治、『地方交付税の経済学』、有斐閣、2003年

池上岳彦、『分権化と地方財政』、岩波書店、2004年

神野直彦、『財政学』、有斐閣、2002年

島恭彦、『財政学概論』、有斐閣、1963年

西村宣彦、「ローカル・サステナビリティと NPM」日本地方財政学会編『分権型社会の制度設計』、勁草書房、2005年

マスグレイブ、『財政理論 I・II・III』、有斐閣、1961年

マスグレイブ、ブキャナン、『財政学と公共選択』、勁草書房、2003年

諸富徹著、『環境』、岩波書店、2003年

宮本憲一著、『社会資本論』、有斐閣、1967年

#### <成績評価の方法>

成績は、出席確認を兼ねた4～5回の小テストの結果により評価する。

#### <その他>

なし。

**授業科目：リスク社会の科学と政策（4単位）**

**責任教員：坪野 吉孝**

**配当学年：M1・2年**

### < 目的 >

多様化する健康リスクや環境リスクの問題に対して適切な政策的対応を行うためには、科学的知見が不確実な状況下での意思決定のあり方を理解することが基礎となる。リスクに関する一次情報は、確率の形式で表示され科学文献に報告されるのが通常だが、これらの情報を批判的に吟味し適切に活用するためには、統計データや社会調査の意義と限界を、具体的な経験を踏まえて理解することが重要である。本講義では、主として健康分野と環境分野の諸問題を念頭に置きながら、リスク評価と政策評価を定量的に行うのに必要な知識と技術を習得することを目的とする。

### < 授業内容・方法 >

以下の3項目に関して講義・講読・実習を行う。項目ごとの比重については、受講者の関心と希望を考慮して決定する。

#### 1) リスク論講義・講読

リスクとハザード、因果関係の評価、不確実性下の意思決定、プログラム評価、ケーススタディ。

#### 2) 統計解析実習

PC版統計解析プログラム JMP を用いて、基本的な多変量解析までの理論と実際を学習する。最初に、全員同一のデータを使った実習を行う。続いて、各人の関心分野のデータを使って、仮説の設定と検証からレポートの作成までを行う。PCを使って一人で統計解析を行えるスキルの習得を目指す。

#### 3) 社会調査法実習

小規模の質問票調査を実際に行いながら、調査の企画・質問票の設計・調査の実施・データ入力・集計・報告書の作成までのプロセスを習得する。

### < 教科書・教材 >

各回の教材はコピーを配布する。

主な参考書として以下を挙げる。

「データ分析入門 JMP 日本語版対応」(慶応 SFC データ分析教育グループ編、慶應義塾大学出版会)

「プログラム評価の理論と方法 システマティックな対人サービス・政策評価の実践ガイド」(ピーター・ロッシ他著、大島徹他訳、日本評論社)

### < 成績評価の方法 >

成績は、報告の内容、質疑・討論への参加、レポートにより評価する。

**授業科目：公共法政策通論（4単位）オムニバス講義**

**責任教員：生田 長人**

**配当学年：M1・2年**

## **1 本講義の目指すもの**

実社会において向き合わなければならないあまたの実定行政法制度を、法学部或いは大学院法学研究科に在学する学生諸君が学ぶ機会が、意外と少ない。もちろん、大学においても行政法特殊講義の形で、環境法、都市法、金融法といった幾つかの限られた法制度についての講義が行われているが、我が国の行政全般にわたる広範な法制度の全体像について、概括的な理解を与えうるまでには至っていない。

このため、行政法の通則や行政救済法或いは行政組織法といった分野に十分な知見を有する学生諸君も、実社会に横たわる様々な行政に関わる課題に、どのような行政法制度が関係し、どのような解決が図られているかということになると、殆ど正しい認識を持ち合わせていないというのが現状であるといっても過言ではない。

大学に限らず、実社会においても、各種の実定行政法が、どのような考え方に基づいて整備されており、現実の社会においてどのような機能を果たしているのか、といったことを現役の行政官から聞く機会は殆どないと言っていい。また、現実には生じている様々な問題に対して、これらの実定行政法に基づいてどのような対応がなされるか、また、それぞれの実定行政法がどのような限界を持っているか、さらに現在どのような方向でその改善が企図されているか等に至っては、ごく稀にしか、知る機会がないと言える。本講義は、行政官を目指す学生諸君に対して、我が国の実定行政法制度の全体像の提示とその横断的検討を通じて、こうした実定行政法の世界の概要とそこに流れる基本的考え方を理解してもらうためのものである。

## **2 講義の内容とスケジュール...オムニバス形式の講義**

本講義の対象は、我が国の実定行政法の殆ど全ての分野に及ぶ。例えば、公物・公共施設法、都市法、住宅法、運輸・交通法、農業関係法、資源・エネルギー法、通信・放送法、社会福祉関係法、教育・文化法、商工業関係法、中央銀行法・金融法、消費者保護法、警察関係法、防衛・安全保障法、災害関係法、自治・公務員法、財政関係法といった分野である。これらについて、その制度を支える基本的考え方、抱えている課題、その解決に向けての基本方向等を、オムニバス方式の連続講義（2年間）の形で開講することとしている。

これらの講義を行う講師陣は、各省庁の審議官、課長クラスの幹部行政官が主力であるが、その他、退官後間もない次官、長官等も予定していて、現実の中で機能する活きた行政法制度を学ぶことが可能となるものと考えている。

講義は、主として現役の公務員によって行われるため、隔週土曜日に開講される。

なお、当大学院では、このオムニバス講義の他に、環境法、都市法、金融法、社会保障

法といった講義が別途開設されるため、学生諸君は、ほぼ、我が国の実定行政法制度の全体を把握することができると考えられる。

本講義は、2年間で、行政のほぼ全てにわたる分野を網羅する形で行われるが、本年度（第1年度）の予定は次の通りである。

前期 オリエンテーション授業、農業法、社会福祉法、警察法、都市法、

後期 安全保障法、通信放送法、公物管理法、運輸交通法等

来年度（第2年度）

前期 オリエンテーション授業、住宅法、資源エネルギー法

後期 教育文化法、金融関係法、災害法、地方自治関係法等

### 3 教科書

各講師陣が、その都度レジュメを配布することを予定している。

### 4 成績評価

年度末に筆記試験を行って評価する。

### 5 その他

昨年度「現代行政法制の横断的検討」を受講し、単位を取得した者は受講できない。

開講は、隔週土曜、3、4限である。

**授業科目：政策調査の技法（2単位）**

**責任教員：坪野 吉孝、戸澤 英典、牧原 出、金谷 吉成**

**配当学年：M1年**

### < 目 的 >

この授業は、公共政策大学院における基礎的な調査技法の習得を目的とする。大学院カリキュラムの基礎となるだけでなく、政策の企画立案のための基本的な素養を涵養することがねらいである。

第1に、インターネットを通じた情報収集の方法を教授する。現在、公共政策に関する諸情報は、さまざまなウェブサイト上に存在するが、それらの特性を的確に把握し、リサーチの目的に応じて使い分けることによってはじめて能率的な情報収集が可能となる。また、パーソナル・コンピューターやネットワークについての技術的な基礎知識も理解しておくことが有益である。これらを習得することによって公共政策ワークショップでのリサーチを円滑に進めることが目指される。

第2に、公共政策の企画立案の基礎能力として、統計データの解釈方法について、講義と実習を行う。

第3に、プレゼンテーションやネゴシエーションなど、対人コミュニケーション能力を高めるための授業を行う。とりわけ公共政策ワークショップに不可欠のインタビューについての技法についての講義と実習を行う。

これらは、経験を蓄積することでそのスキル・アップを図ることが可能であるため、大学院の履修当初の段階から習得することが期待される。そのため、4月の授業開始直後の1週間のうち、1，2，6限に授業を行うので、時間割を確認してほしい。担当教員と開講場所については、おって通知する。

### < 授業内容・方法 >

授業の第1部は、インタビュー技法の解説と実習である。アポイントメントから録音の方法、インタビュー後の記録の整理といった一連の手続について説明する。学生は自らインタビューを行い、その記録を提出する。

具体的には以下の諸項目について、解説を加えた後、実習を行う。

- 1．インタビューの種類と方法
- 2．記録の保存と解釈   オーラル・ヒストリー
- 3．学生によるインタビュー例の講評

授業の第2部は、政策立案・評価過程における統計データの作成と解釈について概説を加え、実習を行う。具体的には、実際の調査データを事例に用いて、マイクロソフト社の表計算ソフトであるエクセルの利用法を習得しながら、統計学の基本事項を学習する。講義と実習を通して、以下の事項を中心に学習する。

- 1．総論・エクセルの基本事項
- 2．分布の中心とばらつき・エクセルによる単純集計とグラフ作成
- 3．相関性と因果性 - 二つの変数の関連性・エクセルによるクロス集計とグラフ作成
- 4．図表を用いたプレゼンテーション

授業の第3部は、主として政策調査の立案過程における情報の収集方法について概説し、加えて特にオンラインでの情報収集の実習を行う。

- 1．情報検索一般 新聞記事検索、ネットを利用した検索、それ以外のレファレンス
- 2．官庁がソースとなっている情報の収集について
  - (1) 図書・報告書・統計集等(白書、統計集、法令集、コンメンタール等)
  - (2) 主要官庁サイトの概観
  - (3) アイテム別の情報収集(法令、閣議決定、予算関係等)
- 3．外国情報の収集
  - ・各国政府、国際機関のサイト
  - ・外国の報道機関
  - ・大学、シンクタンク、専門家機関等

#### < 教科書・教材 >

御厨貴(2001)『オーラル・ヒストリー』中公新書

『Windows XP対応 30時間でマスター Excel2003』実務出版株式会社

#### < 成績評価の方法 >

学生が提出したペーパー並びに実習への取り組み姿勢を総合的に評価する。

**授業科目：政策体系論 政策実務A 食料・農業・農村政策体系論（4単位）**

**責任教員：松原 明紀**

**配当学年：M1・2年**

## **1 本講義の目的**

食料・農業・農村については、BSE（牛海綿状脳症）への対応、食品表示問題、食料自給率の向上、耕作放棄地の増加、株式会社の農業参入の是非等が課題としてあげられる。いずれも国民の関心が高いものであり、また、解決が難しいものも含まれているが、これらの課題をはじめとした様々な食料・農業・農村分野の課題に対応するための政策が「食料・農業・農村政策」と総称される。

特定の政策分野における理念や政策の方向性を明らかにし、体系化・総合化する法律として各分野ごとの「基本法」が制定されることがある。食料・農業・農村分野においては、1999年に政策の理念及び方向性を規定する「食料・農業・農村基本法」（以下「基本法」という）が制定されるとともに、基本法に基づき5年に1回変更される「食料・農業・農村基本計画」（以下「基本計画」という）において中期的な政策の方向性が定められ、基本計画に基づき法律案・予算案の作成等によって個別具体的な政策が策定される。

このことを踏まえ、本講義は、基本法・基本計画・個別具体的な政策の三者の関係性に留意しつつ食料・農業・農村政策の内容を解説するとともに、いくつかのテーマについて望ましい（と考えられる）政策を議論することを通じ、食料・農業・農村をめぐる課題がどのように認識され、それに対応してどのような政策が講じられているか、また、その政策をどう評価するかといった点についての理解を深めることを目的とする。

## **2 授業内容と方法**

本講義は3部構成で実施する。

第1部においては、基礎的な理解を得るため、戦後の農政史（基本法制定まで）、農業行政組織等について解説する。

第2部においては、基本法・基本計画・個別具体的な政策の三者の関係性に留意しながら2005年3月の基本計画変更の背景、食料自給率の意義並びに食料政策、農業政策及び農村政策について考察する。特定のテーマ（例：食料自給率の向上、株式会社の農業参入、品目横断的経営安定対策）を取り上げ、学生が2グループに分かれて、採用すべき（と考えられる）政策を巡って議論する回も設ける。

第3部は補論として実施する。我が国の食料・農業・農村において大きな位置付けを占めてきた「水田・米」について大幅な政策変更挑戦した「米政策改革」（2002年）を取り上げ、公表資料を用いて政策形成の進行状況にも触れながら、改革の背景及び措置内容を考察する。

### **3 教科書・参考書**

原則として、配布する講義資料に沿って講義を進める。

また、『食料・農業・農村に関する年次報告』（いわゆる食料・農業・農村白書）のほか講義の理解の前提となる文献を講義の中で紹介する。

### **4 成績評価の方法**

成績評価は、授業への参加状況（質疑応答及び議論への参加の状況を含む）及び期末のレポート提出により行う。



**授業科目：政策体系論 政策実務B 国際人権・刑事法政策体系論（2単位）**

**責任教員：西村 篤子**

**配当学年：M1・2年**

### < 目 的 >

グローバル化の進展に伴い、これまで国内法が排他的に取り扱ってきた分野が、国際法、特に、国際機関において作成された多数国間条約の規制を受けるようになり、また、国際法上の紛争解決のための国際裁判所や国際的なフォーラムが多数設立され、国際判例の急速な蓄積がみられるようになってきている。このため、国内の事案であっても、国際法が直接適用されるものや、あるいは国内法の適用にあたって関連国際法の規定や国際判例の理解が必要となるものが増大してきており、この傾向は、個人の権利義務を直接の対象とする国際人権法、刑事法の分野において特に顕著である。この授業においては、人権、人道、刑事の分野における国際的な動向を踏まえつつ、わが国の法曹実務において必要となる国際人権・刑事法の知識及び適用に関する基礎的能力を養うことを目的とする。

### < 授業内容・方法 >

#### 1 . 授業内容

本授業においては、まず、国際人権・刑事法を理解する上で必要な現代国際法の基本的構造について確認した上で、第一部においては、国際人権法の意義と発展、現行の国際的人権保障の諸制度と運用、国際人権法の国内的实施等について検討する。第二部においては、国際刑事裁判所（ICC）の発足等大きな進展がみられる国際刑事法分野の発展を概括し、近年の犯罪の国際化に対応する国際法制度の発展、各国の法執行面における国際協力等について検討する。

#### 2 . 教育方法

授業は基本的に講義形式を中心とするが、出席人数等の状況をみつつ、適宜、事例等についての討議を行うことも検討する。

#### 3 . 予定

##### < 第一部 国際人権法 >

第一章 国際人権保障の意義と課題

第二章 人権保障の国際的実施の基本構造と課題

第三章 国際人権法の国内的实施の基本構造と課題

第四章 国際人権規約と日本：自由権規約

第五章 国際人権規約と日本：社会権規約

第六章 外国人と人権

第七章 難民と人権

第八章 女性と人権

## 第九章 児童と人権

### 第十章 人種差別、少数者、先住民にかかわる問題と人権

#### < 第二部 国際刑事法 >

#### 第一章 国際刑事法の意義・概要・課題（国家管轄権行使の調整）

#### 第二章 法執行面における協力（犯罪人引渡、国際捜査共助）

#### 第三章 諸国の共通利益を害する犯罪に対応する国際法の発展

#### 第四章 コアクライムへの対応（戦争犯罪、人道に対する罪、ジェノサイドと国際刑事裁判所等）

#### < 教科書・教材 >

特定の教科書は指定せず、講義の進捗に応じて講義資料を作成・配布する。参考書についてもその都度、紹介するが、概括的なものとして取りあえず以下を紹介する。

・阿部浩己・今井直・藤本俊明『テキストブック国際人権法』[第二版]

（日本評論社、2003年）

・尾崎久仁子『国際人権・刑事法概論』（信山社、2004年）

#### < 成績評価の方法 >

期末に行う筆記試験と、各回の対話・討論の内容に基づき評価する。

**授業科目：地域社会と公共政策** ・ （ : 2 単位、 : 4 単位）

**責任教員：生田 長人、牧原 出**

**配当学年：M1・2年**

#### < 目的・特徴 >

地域社会が直面する問題の多くは、ただ一つの解を持つものではなく、多くの選択肢と解がありうるのであるが、その中から、その地域が置かれている状況、将来状況の認識等を踏まえ、住民が選択し得る幾つかの具体的な政策を提示するためには、透徹した状況認識能力と固定観念にとらわれない柔軟な思考能力、将来を見通す優れた判断能力等が必要である。本講義は、地域社会で重大な問題となっており、その解決が期待されているものについて、複数の視座からものごとを認識し、多角的方向からものごとを検討し、総合的観点からものごとを判断する能力を修得することを目指して行われる。

#### < 授業の内容・方法 >

本講義は、前期と後期で担当教員及びテーマが異なるオムニバス授業である。

本講義は、二つの部分から成っている。

第一は、外部講師による講義とその講義に対するディスカッションである。外部講師による講義は、年 8 回程度行われ、取得できる単位は 2 単位である（地域社会と公共政策）

第二は、外部講師により行われる講義テーマに関する演習であり、取得できる単位は 4 単位である（地域社会と公共政策）。

地域社会と公共政策 は、M1 及び M2 の学生全員が受講することができる。

地域社会と公共政策 は、少数の学生と教員による演習形式で行われる。この部分については、主として 1 年次修了を目指す M1 学生及び M2 学生を対象に行われる。

本講義の特色は、地域社会で重要な問題となっているテーマを順次取り上げ、特定のテーマに関して、行政の政策担当者としての立場に立つ講師、地域の最前線でそのテーマに取り組み地域社会をリードしている講師、そのテーマに関し現行制度等に対して批判的な立場に立つ講師等による、複数方向からの講義（及びこれを受けてのディスカッション）が行われる点にある。

前期のテーマについては、現在調整中であるが、例えば、「地域社会にとっての公共事業と地域経済」「都市の土地利用における規制緩和と景観形成」といったテーマを取り上げる予定である。

なお、上記の演習部分については、対象テーマに関する現状分析と問題認識の確立、関係法制度等の理解と問題点の把握、現行政策の適切性に関するディスカッションを行うことを内容とし、これらの講義と討論を経て、学生自身が、そのテーマに関して、深く、

広角度な、本質に迫る理解を得、政策提案に関するレポートの作成等を行い、政策方向についての自らの認識を確立することを目指すものである。

#### <教科書・参考書>

テーマによって異なるため、特に予定しない。

#### <成績評価>

平常時の授業における評価と提出されるレポートの評価により行う。

#### <その他>

地域社会と公共政策 の講義は、外部講師の都合上、所定の開講日以外に土曜午後を開講することがある（但し、公共法政策通論 の開講日以外の日である）。

演習形式により、行われる地域社会と公共政策 の定員は、6～8名であり、希望者多数の場合は公共政策ワークショップ 及び1年次修了におけるリサーチペーパーのテーマと関係がある学生を優先する。

初回に予定しているテーマ「地域社会にとっての公共事業と地域経済」に関しては、公共事業を所掌する国の立場から（国土交通省東北地方整備局長）、地域振興・地方行政の立場から（福島県相馬市長）、公共事業を実際に実施する建設業を代表して（宮城県建設業組合連合会会長）、地方における公共事業のあり方に対して批判的立場に立つ（朝日新聞論説委員）等を講師として予定している。

第2回のテーマは、おって通知する。

第1回テーマに関して、事前に議論しておく必要があると考えられる事項

近年における東北地方における公共事業費の推移

近年の東北地方における建設業者の数と地元建設業者の受注量

地方都市における産業構成の中における建設業の割合とその変化

公共事業の分野別投資量

地域住民側の公共事業に関する意識

事業量の減少下における建設業の変貌と新しい動き

公共事業の実施に伴う住民等の意見の反映のための措置

公共事業と受益者負担、公共事業と計画アセスメント

地方における公共事業に対して批判的立場に立つ者が主張する主要論点

受注をめぐる談合行為等の不正防止のため講じられている措置

上記に関連する質問事項の整理と講師に対する事前の論点の提示

**授業科目：租税法原論（2単位）**

**責任教員：渋谷 雅弘**

**配当学年：M1・2年**

### < 目的 >

授業題目：日本の税制改革

この授業は、租税法についての基礎的知識を有する学生を対象として、近年の日本における税制改革の内容と、そこに至る議論、さらには今後の課題について検討し、税制に関する正確な知識、理論的な批判能力、政策立案能力を身につけることを目的とする。

授業は、演習形式により行い、各回のテーマに関して報告者を決め、その報告を巡って対話・討論を行うことにより進める。教材は、税制調査会の資料を中心に、参加者の興味関心や進度に応じて適切な文献・資料を用いる。

学習の到達目標は、次の3点である。

- 1．日本の税制の現状について、正確な知識を得る。
- 2．租税制度の沿革や立法過程の調査を行う能力を得る。
- 3．税制について理論的・批判的に分析を行う能力を得る。

### < 授業内容・方法 >

授業は以下の予定で行う。各テーマに2コマ程度を費やす。但し、参加者の専門分野及び興味関心により一部を変更することがある。

- 1．イントロダクション
- 2．個人所得課税に関する論点整理
- 3．新たな非営利法人に関する課税及び寄附金税制についての基本的考え方
- 4．金融所得課税の一体化についての基本的考え方
- 5．少子・高齢社会における税制のあり方
- 6．平成15年度における税制改革についての答申 - あるべき税制の構築に向けて -
- 7．あるべき税制の構築に向けた基本方針

### < 教科書・教材 >

教材としては、主に税制調査会の資料を用いる。

参考書としては、金子宏『租税法』（弘文堂）、『図説日本の税制』（財経詳報社）を勧める。

### < 成績評価の方法 >

レポート試験及び平常点による。平常点は、出欠のみならず、事前準備、問題発見能力、議論への参加等を重視する。

**授業科目：国際知的財産法（2単位）**

**責任教員：蘆立 順美、平塚 政宏**

**配当学年：M1・2年**

**< 目 的 >**

ボーダレス化する現代社会においては、知的財産の国際化が顕著であり、どこの国でも同じように権利を取得できて、確実に権利行使ができるようなグローバルな知的財産保護が求められている。この授業では、国際的な知的財産法制の基本的枠組みと、ハーモナイズに向けた国際的動向等について理解することを目的とする。

**< 授業内容・方法 >**

**1. 授業方法**

授業は、各項目において理解すべき基礎知識および重要論点等に関する質疑・討論により構成される。事前に各回の必読文献および参考文献を指定するので、学生はそれらを予習した上で授業に参加することが要求される。履修者は、わが国の知的財産法に関する基礎的な知識をすでに習得していることが望ましいが、履修要件とはしない。

**2. 主要な内容と順序は以下のとおり（カッコ内の数字は予定回）。**

**1. パリ条約（1 - 3）**

- ・パリ条約制定の趣旨と適用範囲、パリ条約の三大原則
- ・パリ条約における特許、意匠、商標、サービス・マーク等の保護

**2. 特許協力条約（4 - 5）**

- ・特許協力条約の制定趣旨
- ・国際出願制度、国際調査制度、国際公開制度、国際予備審査制度

**3. T R I P S 協定（6 - 8）**

- ・T R I P S 協定の概要、一般的規定及び基本原則
- ・T R I P S 協定における商標、意匠、特許の保護

**4. マドリット協定議定書（8）**

**5. ベルヌ条約（9）**

**6. W I P O 著作権条約、W I P O 隣接権条約（10）**

**7. 欧州共同体における統一の枠組み（11 - 14）**

- 1) 欧州特許条約
- 2) 欧州商標制度
- 3) 著作権の統一に関する欧州ディレクティブ
- 4) データベースの保護に関する欧州ディレクティブ

**<教科書・教材>**

高倉成男 『知的財産法制と国際政策』（有斐閣）

その他の文献・資料・参考書については配布または指示する。

**<成績評価の方法>**

定期試験（80％）と各回の質疑・討論の内容(20%)を総合して評価する。

**<その他>**

隔年開講とする。

**授業科目：実務労働法 （2単位）**

**責任教員：水町 勇一郎**

**配当学年：M1・2年**

**< 目 的 >**

労働法総論と雇用関係法の前半部分を授業する。この授業の目的は、労働法の枠組みを理解し、雇用関係法に関わる具体的な問題について思考・議論する能力を養うことにある。

**< 授業内容・方法 >**

各回の授業内容は、次の通りである。

- ・労働法総論
  - 1 労働法とは何か？ - 労働法の歴史と意義、基本体系、雇用システムとの関係など
  - 2 労働法上の「労働者」
  - 3 労働法上の「使用者」
  - 4 労働法規・労働契約
  - 5 労働協約
  - 6 就業規則
- ・雇用関係法
  - 7 労働憲章 - 労基法上の人権擁護規定、人格権・プライバシー保護・セクハラなど
  - 8 差別禁止 - 労基法3条・4条、雇用機会均等法、均等・均衡処遇、年齢差別など
  - 9 労働関係の成立 - 募集、採用、内定、試用、労働条件明示
  - 10 賃金
  - 11 労働時間
  - 12 休暇・休業
  - 13 安全衛生・労働災害
  - 14 人事 - 昇進・降格、配転、出向・転籍、退職など

各回の授業は、労働法上の重要判例を素材に、教師と学生または学生と学生が対話を行うという形式で進められる。この対話を通じて、労働法の理論的枠組みを正確に理解するとともに、論理的思考能力やプレゼンテーション能力を養うことを目指す。

**< 教科書・教材 >**

教材として、荒木・島田・土田・中窪・水町・村中・森戸『ケースブック労働法』（有斐閣）を用いる。また、参考となる教科書として、菅野和夫『労働法』（弘文堂）を薦める。



**< 成績評価の方法 >**

授業のなかでの各人の議論の内容と期末の試験の成績をもとに評価する。  
( 期末試験 8 0 % 程度、平常点 2 0 % 程度の比率とする。 )

**授業科目：実務労働法（2単位）**

**責任教員：水町 勇一郎**

**配当学年：M1・2年**

**< 目的 >**

雇用関係法（後半部分）、労使関係法、労働法の新領域、労働法の総合的考察について授業する。この授業の目的は、労働法の枠組みを理解するとともに、労働法をめぐる新たな課題や複合的問題について考察を深めることにある。

**< 授業内容・方法 >**

各回の授業内容は、次の通りである。

- ・雇用関係法
  - 1 企業秩序・懲戒
  - 2 労働関係の終了1 - 解雇
  - 3 労働関係の終了2 - 辞職、合意解約、定年、雇止めなど
- ・労使関係法
  - 4 労働組合と団体交渉
  - 5 団体行動
  - 6 不当労働行為
- ・労働法の新領域
  - 7 合併・営業譲渡・会社分割と労働関係
  - 8 国際労働関係法 - I L O、労働契約の準拠法、域外適用
  - 9 知的財産と労働関係 - 職務発明、企業秘密、競業禁止など
  - 10 労働市場と法規制 人材ビジネス業の規制、雇用政策、引き抜きなど
  - 11 労働紛争の処理
- ・総合的考察
  - 12 労働条件の変更
  - 13 企業組織再編と労働関係
  - 14 人事権と人格権

各回の授業は、基本的に、労働法上の重要判例を素材に教師と学生または学生と学生が対話を行うという形で進められる。また、総合的考察のところでは、複合的な事例をもとに議論を行い、具体的な問題解決能力や答案作成能力を養う。このような方法を通して、労働法の理論的枠組みを正確に理解するとともに、論理的思考能力やプレゼンテーション能力、さらには問題解決能力を養うことを目指す。

**<教科書・教材>**

教材として、荒木・島田・土田・中窪・水町・村中・森戸『ケースブック労働法』（有斐閣）を用いる。また、参考となる教科書として、菅野和夫『労働法』（弘文堂）を薦める。

**<成績評価の方法>**

授業のなかでの各人の議論の内容と期末の試験の成績をもとに評価する。  
（期末試験80％程度、平常点20％程度の比率とする。）

**授業科目：社会保障法（2単位）**

**責任教員：嵩 さやか**

**配当学年：M1・2年**

### < 目的 >

本授業は、少子高齢化の進展などの社会的変化によりますます関心を集めている社会保障制度を法的視点で捉え、主に裁判例の検討を通して同制度がかかえる法的問題を理解すること、および、他の法領域と交錯する社会保障法を勉強することにより民法・行政法・憲法などの知識の確認・応用を行い、幅広い柔軟な法的思考能力を培うこと、を目的とする。

### < 授業内容・方法 >

#### 1. 授業内容

本授業では、西村健一郎・岩村正彦・菊池馨実編『社会保障法 Cases and Materials』（有斐閣、2005年）をテキストとして用い、その中でも特に重要である項目を取り上げる。社会保障の各制度についての説明は若干行なうが、基本的には下記の参考書などを用いて各自予習しておくことが望ましい。

#### 2. 教育方法

基本的には、質疑応答を通して上記教科書で取り上げられている設問を解いていくことによって進める。受講者は、各自あらかじめ指定された設問を予習しておくことが望まれる。受講者の理解の程度に応じて、授業の途中で講義形式で制度の説明などを行うこともありうる。

#### 3. 予定（全14回）

取り上げられることを予定しているテーマは以下の通りである。

##### （1）総論（1回）

- ・社会保障制度の沿革
- ・社会保障制度の意義・存在理由
- ・社会保障制度の概要

##### （2）医療保険（3回）

- ・医療保険への加入
- ・外国人への適用
- ・医療機関の開設と保険医療機関の指定
- ・診療報酬をめぐる法律関係
- ・医療財政

( 3 ) 年金保険 ( 4 回 )

- ・国民年金の適用
- ・厚生年金保険の適用
- ・年金給付の受給権と損害賠償
- ・女性と年金

( 4 ) 社会福祉・介護保険 ( 4 回 )

- ・介護保険の適用
- ・介護保険の保険料
- ・社会福祉利用契約をめぐる諸問題
- ・社会福祉サービス提供中の事故と損害賠償

( 5 ) 生活保護 ( 2 回 )

- ・生活保護の適用
- ・補足性の原則と預貯金等の保有
- ・指導・指示と保護変更・停止・廃止処分

< 教科書・教材 >

西村健一郎・岩村正彦・菊池馨実編『社会保障法 Cases and Materials』(有斐閣、2005年)

< 成績評価の方法 >

出席と各回の議論・問答の内容(以上2割)および期末の筆記試験(8割)により評価する。欠席回数が著しく多い場合には、期末試験の受験資格を喪失する可能性があるので注意すること。

< 参考書 >

岩村正彦『社会保障法』(弘文堂、2001年)

西村健一郎『社会保障法』(有斐閣、2003年)

加藤智章・菊池馨実・倉田聡・前田雅子『社会保障法〔第2版〕』(有斐閣、2003年)

佐藤進・西原道雄・西村健一郎・岩村正彦編『社会保障判例百選〔第3版〕』(有斐閣、2000年)

**授業科目：経済法実務（2単位）**

**責任教員：鈴木 孝之**

**配当学年：M1・2年**

**< 目的 >**

経済法理論の既修者を対象として、独占禁止法違反行為に対する行政処分・刑事処分・民事的措置をめぐる手続、争訟、規制改革などの実務的かつ発展した知識及び思考方法の習得を目的とする。企業・消費者に身近な不公正な取引方法から始めて、知的財産権との関係などの先端的問題を経て、政策の企画及び実行の担当者として活動する場合の専門分野にできる基盤が形成されたといえるレベルを目指す。

**< 授業内容・方法 >**

独占禁止法による私人・企業の間の問題解決機能を中心として、基本六法にフィードバックして、独占禁止法と他の法令の相互関係を認識し、企業の事業活動における違反行為の予防法務と事業活動の妨害行為に対する防禦方法などの実務的論点について、その考察を審決・判例等に基づく具体的な事例研究によって進める。

- 1～4 不公正な取引方法：概念、不当な取引拒絶、差別的取扱い、不当廉売、不当顧客誘引、取引強制、排他条件付取引、拘束条件付取引、再販売価格維持行為、優越的地位の濫用、取引妨害
- 5 知的財産権と独占禁止法
- 6 適用除外と規制改革
- 7～8 国際協力と域外適用、外国競争法と国際独占禁止法
- 9～10 執行機関と権限、排除措置・課徴金、審査手続と審判手続
- 12～13 刑事罰と刑事訴訟、差止請求訴訟、損害賠償請求訴訟
- 14 企業のコンプライアンス・プログラム
- 15 経済法の現代的課題

**< 教科書・教材 >**

教科書：金井貴嗣・川濱昇・泉水文雄著「独占禁止法（第2版）」（弘文堂） 要購入

教材：公正取引委員会事務総局編『独占禁止法関係法令集』（公正取引協会）

公正取引委員会 HP(<http://www.jftc.go.jp/>)、審決データベース(<http://snk.jftc.go.jp/>)

参考書：厚谷襄児・稗貫俊文編『独禁法審決・判例百選・第6版』（有斐閣） 要購入

根岸哲・舟田正之著「独占禁止法概説・第3版」（有斐閣）

丹宗暁信・岸井大太郎編『独占禁止手続法』（有斐閣）

伊從寛・矢部丈太郎編「新・独占禁止法 Q&A」（青林書院）

日本経済法学会編「経済法講座1：経済法の理論と展開

経済法講座2：独禁法の理論と展開（1）

経済法講座3：独禁法の理論と展開（2）」（三省堂）

**< 成績評価の方法 >**

期末に行う筆記試験による。質疑応答状況及び出席点を±5%の範囲で参酌する。

**< その他 >**

法科大学院との合同授業である。

受講希望者は、前期の経済法理論を必ず受講しておくこと。

**授業科目：経済法理論（2単位）**

**責任教員：鈴木 孝之**

**配当学年：M1・2年**

### < 目的 >

経済機構の中心にある競争政策に関して、我が国の自由市場経済の根幹をなす競争秩序の維持を目的とする独占禁止法を中心に、その基本的知識と思考方法の習得を目的とする。経済学の知見を踏まえつつ、審決・判決の検討・分析を通じて、現実の経済社会における企業の事業活動に関わる諸問題をルール型社会において法的に解決できる理論構築及び専門用語による討論能力を養成することを目指す。

### < 授業内容・方法 >

独占禁止法が我が国において生成発展してきた歴史とその法体系・基本概念に続き、実体規定毎に法解釈の基本理論を学ぶとともに、関連審決・判例を分析し、その意義や問題点を指摘する。予習を前提とした質疑応答を行いながら、担当教員の公正取引委員会における実務経験も含め、事案の経済的社会的背景や影響にも言及して理解を深めることとしたい。

- 1 経済法の意義
- 2 実体規定の体系
- 3～5 基本概念：競争、事業者、消費者、関連市場、取引分野、事業分野、競争関係、市場支配力、競争の実質的制限、公正競争阻害性
- 6～7 私的独占の規制
- 8～10 不当な取引制限（カルテル、入札談合）の規制
- 11～12 事業者団体の規制
- 13～14 企業結合（合併、株式保有、役員兼任、営業譲受け等）の規制
- 15 ミクロ経済学・産業組織論の応用

### < 教科書・教材 >

教科書：金井貴嗣・川濱昇・泉水文雄著「独占禁止法（第2版）」（弘文堂） 要購入

教材：公正取引委員会事務総局編『独占禁止法関係法令集』（公正取引協会）

公正取引委員会 HP(<http://www.jftc.go.jp/>)、審決データベース(<http://snk.jftc.go.jp>)

参考書：厚谷襄児・稗貫俊文編『独禁法審決・判例百選・第6版』（有斐閣） 要購入

根岸哲・舟田正之著「独占禁止法概説・第3版」（有斐閣）

伊従寛・矢部丈太郎編「新・独占禁止法 Q&A」（青林書院）

白石忠志著「独禁法講義・第3版」（有斐閣）

川濱昇・瀬領真悟・泉水文雄・和久井理子著「ベーシック経済法」（有斐閣）

岸井大太郎ほか著「経済法 独占禁止法と競争政策」（有斐閣）



**< 成績評価の方法 >**

期末に行う筆記試験による。質疑応答状況及び出席点を±5%の範囲で参酌する。

**< その他 >**

法科大学院との合同授業である。

後期の経済法実務の受講を希望する者は、この講義を必ず受講しておくこと。

**授業科目：環境法（2単位）**

**責任教員：西久保 裕彦**

**配当学年：M1・2年**

### < 目的 >

この講義では、環境問題の基本的な事象を踏まえた上で、これに対する法制度について、公害問題の発生以来の公害訴訟・被害者救済問題から、予防的、計画的に環境保全が組み込まれた経済社会の構築を目指す現在の環境法政策に至る知識を習得する。

また、環境問題は地球規模の課題となっており、国際状況についての基本的な理解も不可欠であることから、地球温暖化に係る国際約束である京都議定書など地球規模で顕在化しつつある環境問題に関する国際的な視野からの法的なアプローチについても学習する。

### < 授業内容・方法 >

#### 1. 内容

講義は大きく三部構成をとる。

まず序論においては、環境法の生成と展開の歴史を踏まえた環境法の全体像についての理解を得る。

本論部分は、二部構成をとる。

第一部は、環境法の基本構造に関する講義である。環境法の生成発展を導く理念・原則をはじめとして、環境基本法の理解を通じて環境法分野の基本的な構造を理解する。

第二部は、内外の主要な環境問題についての理解とそれに対応する個別法についての基礎的な理解を内容とする。各分野の近年の環境法諸立法の内容に即して、必要な知識を得るとともに、環境問題全体の中における位置づけについても、理解を深める。

#### 2. 方法

基本的には講義方式によるが、可能な限り受講者との対話を盛り込む。

また、受講者自らが考えをまとめ表現する力を養う一助とするために、講義期間内に数回小レポートの提出をもとめることとする。

環境法は膨大な分野を対象とするものであるため、半年間の講義のみでその全体像を十分に理解することは困難である。このため、受講者には各回の講義テーマに関して予習を行った上で講義に望むことが求められる。具体的な予習のあり方については第1回の講義で指示する。

#### 3. 予定

概ねの予定は以下のとおりであるが、講義時点での環境法の最新の動向が習得できるよう講義開始時点で改めて具体的な授業内容及び予定を示すこととする。

## 1. 序論

- (1) 環境法の全体像
- (2) 環境法の歴史
- (3) 公害訴訟と被害者の救済
- (4) 環境政策手法の多様化

## 2. 本論 1

- (1) 環境法の基本構造（環境基本法・環境基本計画）
- (2) 環境法の理念・原則（汚染者負担の原則、予防的アプローチなど）

## 3. 本論 - 2

さまざまな環境問題に関する法政策についての個別的な理解

（環境影響評価法、大気汚染防止法・水質汚濁防止法等の公害規制法、土壌汚染対策法、循環型社会形成推進基本法・廃棄物処理法、自然環境保全法、地球温暖化対策推進法が中心となる）

### < 教科書・教材 >

講義の進捗に応じて、講義資料（レジュメ及び参考資料）を作成・配布する。

重要参考図書として、以下の2点を指定する。

- ・『環境法』大塚直著（有斐閣）：講義において触れることが困難な部分を含め環境法の全貌を知るための網羅的な教科書である。
  - ・『環境六法』環境法令研究会編集（中央法規）：主要な環境法令を網羅した六法である。環境法を十分に理解するためには、教科書や参考書だけでなく実際の条文に触れることが必要不可欠と考えている。
- その他の参考書類は講義において適宜紹介する。

### < 成績評価の方法 >

以下の方法及び割合により評価する。

- ・ 期末の筆記試験の成績 60%
- ・ 小レポートの評価 40%

### < その他 >

- ・ 本講義は、法科大学院と合同である。
- ・ 質問・相談等があれば、e-mailにて随時連絡されたい。

**授業科目：環境法（2単位）**

**責任教員：大塚 直**

**配当学年：M1・2年**

**< 目 的 >**

これまでの奔放な経済活動のもたらした環境への負荷が、許容量をこえて蓄積し、環境を破壊し、人々の生活に重大な影響を与えつつある。今日では、地球規模で、環境を守り循環型社会への転換が求められていることは周知の通りである。この授業では、とくに、環境私法を中心として、現代の法がかかえる法的課題と、なすべき理論的・実践的取り組みを検討することを目的とする。

**< 授業内容 >**

環境法の総論的課題：理念・原則と、個々の環境法の諸問題との連関

公害問題から環境問題へ

経済的手法・拡大生産者責任

遺伝子組み換え作物とバイオセイフティ・ネット

地球温暖化など

講義は集中講義と演習の組み合わせの形で行われるので、受講者はあらかじめ、大塚直・環境法（有斐閣,2002.11）を通読の上、参加すること。

**< 参考文献・教科書 >**

大塚直「（連載）環境法の新展開」法学教室 283号以下（2004年4月号～）

環境法判例百選（別冊ジュリスト 171号）

大塚直・環境法（有斐閣,2002.11）

大塚直＝北村喜宣編・環境法学の挑戦（日本評論社,2002）

吉村良一・公害・環境私法の展開と今日的課題（法律文化社,2002）

畠山武道＝大塚直＝北村喜宣・環境法入門（日本経済新聞社,2003）

など

**< 成績評価の方法 >**

期末試験および講義への貢献度によって総合評価する（期末試験 80%、平常点 20%）。

**授業科目：企業課税論（2単位）**

**責任教員：渋谷 雅弘**

**配当学年：M2年**

**< 目的 >**

この授業の目的は、所得課税のうち企業に関わる部分を中心的に学び、私法と租税法との関連性を理解することにある。これによって、法律実務家として最低限必要な租税法の基礎を学び、「課税のトラップ」に陥ることのない実務能力を身につける。

**< 授業内容・方法 >**

授業は、対話型の少人数講義により行う。教材として、金子宏ほか編『ケースブック租税法』（弘文堂、2004）を用いる。

学習の到達目標は、次の3点である。

1. 所得税の基礎を理解する。
2. 所得税のうち企業に関する部分について、実務的な問題点を発見・検討する能力を身につける。
3. 租税法と私法、特に取引法との関係を認識し、個別事案において税法上の諸問題の前提となっている私法関係を読みとる能力を身につける。

各回のテーマは、次の通りである。下記のページ数及び§番号は、教材『ケースブック租税法』の該当部分である。

1. イントロダクション  
1 - 11頁。
2. 所得の意義、所得税額計算の基本的な仕組み  
§ 211.01, § 211.02, § 214.01.
3. 納税義務者と課税単位、所得の帰属  
§ 212.04, § 213.01, § 213.02.
4. 利子所得・配当所得、退職所得  
§ 221.02, § 221.03, § 223.05.
5. 譲渡所得  
§ 222.01, § 222.02, § 222.04.
6. 給与所得、事業所得  
§ 223.01, § 224.01, § 224.02.
7. 収入金額と必要経費、年度帰属  
§ 231.01, § 232.01, § 232.03.
8. 費用収益対応の原則、必要経費の範囲  
§ 233.01, § 234.01, § 234.02.
9. 所得税額の計算  
§ 241.01, § 242.01, § 242.02.

## 1 0 . 法人税の基礎

§ 311.01, § 321.01, § 322.01, § 323.01.

## 1 1 . 租税法の解釈のあり方、借用概念の解釈

§ 161.02, § 162.01, § 162.02.

## 1 2 . 私法取引と租税法

§ 163.01, § 163.02, § 163.03.

## 1 3 . 租税回避

§ 164.01, § 164.02, § 330.02.

## 1 4 . 租税法の適用と事実認定、租税法における信義則

§ 165.01, § 166.01, § 166.02.

## 1 5 . 試験

### < 教科書・教材 >

授業では、上記の『ケースブック租税法』のほか、租税法規が掲載された六法（小六法程度）が必要である。

また、予習・復習を十分に行うためには、租税法の教科書が必要である。初学者向けの教科書としては、金子宏ほか『税法入門』（有斐閣新書）又は新井益太郎監修『現代税法の基礎知識』（ぎょうせい）を勧める。より詳細な体系書としては、金子宏『租税法』（弘文堂）又は水野忠恒『租税法』（有斐閣）を勧める。

参考書として、『租税判例百選（第4版）』（有斐閣）を指定する。

### < 成績評価の方法 >

成績評価は、筆記試験 60%、課題レポート 20%、主観的平常点 10%、出席点 10%の割合で行う。

課題レポートは、第9回の授業終了後（所得税部分の終了後）に、ケースブックの NOTEの中から課す予定である。

主観的平常点の評価においては、事前準備、問題発見能力、議論への参加等を重視する。

**授業科目：トランスナショナル情報法（2単位）**

**責任教員：芹澤 英明、早川 眞一郎**

**配当学年：M1・2年**

**< 目的 >**

この授業の目的は、インターネットをはじめとする情報通信基盤において展開している、国境を越えた情報流通をめぐる法律問題を題材にして、電子取引社会が直面している情報法の最先端問題について理解を深めることを目的としている。国際条約やアメリカ法、EU法の動向及び、我国における情報取引、電子商取引、電子マネー法制のあり方についての実践的な取り組みについて考察することにより、情報法政策の基本的な枠組みを理解し、法政策判断能力や分析能力を兼ね備え、先端的領域において活躍が期待できる実務法曹を養成することが目指されている。

**< 授業内容・方法 >**

学生は、予め指定されたインターネット上の教材の該当部分と基本判例（日本、アメリカ、EU諸国等）を読み、自らの理解・問題認識を深めたうえで授業に臨むことが要求される。授業では、教員と学生との対話・問答を基本としながら、国際的な情報法政策問題について考察を深める。

とりあげるテーマは以下の通りである。

**第1部 トランスナショナル情報法の基本問題**

1. はじめに：サイバースペース上の情報法規制
2. 表現の自由と青少年の保護
3. 名誉毀損
4. プライバシー・個人情報の保護
5. 不正アクセス規制
6. 電子署名法
7. プロバイダ責任法
8. 電子マネー・電子決済法
9. ネットワーク上の契約問題：電子商取引法
10. 情報ライセンス法

**第2部 トランスナショナル情報法の課題**

11. 裁判管轄及び準拠法選択
12. 契約による法廷地・準拠法選択
13. オンライン紛争解決手続
14. 情報法における国際協調
15. 情報法の理論：最終レポート課題の提出

< **教科書・教材** >

高橋和之・松井茂記編 『インターネットと法』(第3版 有斐閣 2004)

インターネット教材(ケースブック) <http://www.law.tohoku.ac.jp/~serizawa/>

< **成績評価の方法** >

各回の対話・討論の内容および期末に行われる最終課題(レポート試験)の成績によって評価する。



**授業科目：ジェンダーと法演習（2単位）**

**責任教員：辻村 みよ子**

**配当学年：M1・2年**

### < 目的 >

男女共同参画社会基本法は、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会」（男女共同参画社会）の実現を「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」として位置づけているが、実際には、性差についての固定観念（ステレオ・タイプ）や偏見（ジェンダー・バイアス）、性別役割分業に由来する不合理な差別が、日本社会の至る所に存在し、男女の平等な社会参画を阻んでいる。このことは、司法や法学の領域でも例外ではなく、最近では、判例・学説あるいは法曹実務家のなかにジェンダー・バイアスが現存する例が指摘されることも多くなった。

そこで本演習では、以上のような状況をふまえて種々のジェンダー（とくに社会的・文化的に形成された性差）問題や既存の判例等を検討し、議論することで、政策担当者や法曹実務家に強く要求されるジェンダー・センシティブな問題意識を養い、ジェンダーの視点から法学研究を深めることを目的とする。

### < 授業内容・方法 >

本演習では、女性と人権、平等原理とポジティブ・アクションなどの理論的課題のほか、雇用・政治・家庭内のジェンダー問題について、男女雇用機会均等法改正やDV防止法等の諸法律、判例などを題材とし、諸外国の例も参考にしつつ、下記のような項目にそって具体的に検討する。テーマごとに報告しあい、議論することで、ジェンダー法学の意義と課題を明らかにする。

- 1 総論：フェミニズム・ジェンダーと法
- 2 女性の権利の歴史と女性差別撤廃条約
- 3 各国の男女平等政策とポジティブ・アクション
- 4 日本の男女共同参画社会基本法と条例等の取り組み
- 5 日本国憲法の平等原理と性差別の違憲審査基準
- 6 政治参画とジェンダー
- 7 雇用とジェンダー
- 8 社会保障とジェンダー
- 9 家族とジェンダー
- 10 リプロダクティブ・ライツ
- 11 ドメスティック・ヴァイオレンス
- 12 セクシュアル・ハラスメント
- 13 セクシュアリティとポルノ・買売春
- 14 司法におけるジェンダー・バイアス・まとめ

< **教科書・教材** >

辻村みよ子著『ジェンダーと法』不磨書房(2005年)

< **参考書** >

第二東京弁護士会司法改革推進二弁本部ジェンダー部会 司法におけるジェンダー問題  
諮問会議編『事例で学ぶ 司法におけるジェンダー・バイアス』(明石書店)

< **成績評価の方法** >

レポートに日頃の議論や報告を加味して評価する。

< **その他** >

公共政策大学院と法科大学院との併設とする。

**授業科目：現代政治分析（2単位）**

**責任教員：川人 貞史**

**配当学年：M1・2年**

**< 授業の目的と概要 >**

現代政治分析は、理論的関心にもとづいて研究課題を見つけ、検証可能な仮説を組み立て、データを収集・整理して、分析を行い、結論を提示する。そうした研究方法を学ぶ。

**< 学習の到達目標 >**

この演習では、主としてデータ分析手法を学ぶことによって現代政治分析の実際の研究作業の進め方を学ぶ。

分析用ソフトウェア SPSS (Statistical Package for Social Sciences) の使い方およびインターネットによる政治学データの収集の仕方についても学ぶ。

これらの手法を用いて、実際にデータ分析を行うことにより、研究方法を習得する。

**< 授業の内容・方法と進度予定 >**

この演習では、統計分析の理論については学ばないので、統計学の基礎および回帰分析などの手法については、基礎的な統計学のテキストを別途各自が講読するか、あるいは統計学を履修していることが期待される。

演習では、開講時に指示する教材の講読および教材で用いられているデータ、さらに私がこれまでに蓄積・収集した実証分析用データを使った分析課題をこなすことが要求される。また、1つの重要なトレーニング方法として、第一線研究者の研究論文などから、分析の手法、データの取扱い方、分析結果の提示の仕方を学び、それを実際にデータを活用して再現する「再現分析」を重視している。

期末に、各自がそれぞれの課題にもとづく研究レポートを作成、提出する。

**< 成績評価方法 >**

授業での報告・参加・発言および課題レポートによって評価。

**< 教科書・参考書 >**

増山幹高・山田真裕．2004．『計量政治分析入門』東京大学出版会．

これ以外のテキストについては、開講時に指示する。

**授業科目：比較政治学（4単位）**

**責任教員：横田 正顕**

**配当学年：M1・2年**

**(1)授業題目：グローバル化の政治学（1）**

**(2)授業の目的と概要：**「グローバル化」は現代政治を理解する上での最も重要なキーワードのひとつであり、比較政治の枠組みももはやグローバル要因を排除しては成り立ち得ない。しかしながら、その重要性とは裏腹に、言葉の意味内容がますます曖昧模糊としたものとなりつつあるのも事実であろう。

この授業では、ウルリヒ・ベックおよびハート&ネグリの近著を取り上げながら、この現象が引き起こす様々な「応答」に注目しつつ、「グローバル化」の政治的側面に関する考察を加えたいと考える。

**(3)学習の到達目標：** 批判的ないし規範論的視点から書かれた文章を読解する能力の向上。単なるテキストの内容理解を越えた批判的な読み方の習得。

**(4)授業の内容・方法と進度予定：** 以下に示したテキストを目次に従って読み進める。各回の担当者にテキストの内容報告と論点の提示を行ってもらい、この報告に従って参加者全員で討論する。

ウルリヒ・ベック 『グローバル化の社会学』国文社・2005年

ネグリ&ハート 『マルチチュード』（上・下）NHK出版・2005年

進度は参加者数と参加者の理解度によるが、時間的余裕があれば関連する文献をさらに読み進めたいと考えている。

**(5)成績評価方法：** 担当箇所の報告の内容と、討論への参加度を評価の対象とする。

**(6)教科書・参考書：** 使用テキストは（4）に挙げた通り。補足的な参考文献については授業の中で適宜紹介する。

**(7)その他：** 参加型の授業であるので、無断欠席などが続いた場合には成績評価の対象外となる。

**(1)授業題目：**グローバル化の政治学(2)

**(2)授業の目的と概要：**グローバル化の政治学(1)との問題意識の連続性を念頭に置きつつ、比較政治学と国際政治学の交差点に位置する具体的な問題領域として「デモクラティック・ピース」論を取り上げ、この議論に関連する民主化支援をめぐる諸問題について考察する。

**(3)学習の到達目標：**英語で書かれた社会科学文献を正確に読解する能力の向上。単なるテキスト理解を越えた批判的な読み方の習得。

**(4)授業の内容・方法と進度予定：**以下に示したテキストを目次に従って読み進める。各回の担当者にテキストの内容報告と論点の提示を行ってもらい、この報告に従って参加者全員で討論する。

Edward D. Mansfield and Jack Snyder, *Electing to Fight: Why Emerging Democracies Go to War*, MIT Press, 2005.

進度は参加者数と参加者の理解度によるが、時間的余裕があれば関連する文献をさらに読み進めたいと考えている。

**(5)成績評価方法：**担当箇所の報告の内容と、討論への参加度を評価の対象とする。

**(6)教科書・参考書：**使用テキストは(4)に挙げた通り。補足的な参考文献については授業の中で適宜紹介する。

**(7)その他：**参加型の授業であるので、無断欠席などが続いた場合には成績評価の対象外となる。

**授業科目：ヨーロッパ政治史（4単位）**

**責任教員：平田 武**

**配当学年：M1・2年**

**< 目的 >**

この授業は、民主化後の東中欧諸国における政治経済改革をテーマとして、一つには、比較の手法に基づいた政治分析に慣れてもらうこと、もう一つには、当該地域の政治動向についての概観的な知識を身につけてもらうことを目的とする。

**< 授業内容・方法 >**

「民主化後の東中欧諸国における政治経済改革」

「共産党独裁」・「党＝国家体制」・「国家社会主義」・「指令経済」など様々な呼称を付されるにせよ、民主化以前の東中欧諸国の政治経済は比較的一様なものとして捉えられてきた。その上に、民主化後の当該諸国が直面した政治経済上の改革の課題も、民主的制度の整備、法治国家の実現、市場経済への移行など、ほぼ似たり寄ったりのものだった。にもかかわらず、当該諸国がその後に行った政治経済改革の道のりは、決して一様なものではなく、場合によっては著しい相違を示している。本演習では、そうした政治経済改革の多様性の説明を試みる一連の研究を参照しながら、「民主化」・「市場化」と括られる改革の内容の多様性を概観する。以下の論文集に収められた諸論攷と、専門雑誌に掲載された代表的な論文などを主たる教材とする。

Grzegorz Ekiert & Stephen E. Hanson (eds.), *Capitalism and Democracy in Central and Eastern Europe: Assessing the Legacy of Communist Rule*, Cambridge: Cambridge University Press, 2003.

授業は少人数の演習形式で行う。毎回2本の論文をそれぞれの担当者にレジュメ（B4二枚程度）を作成して報告してもらい、それに基づいて討議を行う形式で進める。演習参加者には、毎回の出席と議論への参加が要請されることは言うまでもなく、数回の報告を担当してもらうことになる。

**< 教科書・教材 >**

教材はこちらで用意する。

前提となる当該諸国の政治変動に関する参考書として、全ての国がカバーされていないが、以下を挙げておく。

馬場康雄・平島健司編『ヨーロッパ政治ハンドブック』（東京大学出版会、2000年）

各国の政治史に関する参考文献は、以下の中から適宜紹介するので、参加者は文献目録を購入しておくこと。

馬場康雄編『歴史政治学の栞：ヨーロッパ政治史文献目録』（私費出版、毎年改訂）

**< 成績評価の方法 >**

参加者の報告と、質疑・討論への参加に基づいて行う。

**< その他 >**

川内キャンパスで開講する。参加希望者は開講日の説明会（追って掲示する）に出席すること。学部・研究大学院と合併。

**授業科目：西洋政治思想史（４単位）**

**責任教員：柳父 圀近**

**配当学年：M1・2年**

**（１）授業題目** 「政治教育の政治思想史」を考える（１）

**（２）目的と概要**

「政治教育」とはどのようなものとして考えられてきたか、を考える。「政治教育」とは、必ずしも「政治的」なイデオロギーの注入ということではない。むしろイデオロギーに「いかれない」政治的思考力の訓練でもありうる。しかしまた、何の思想性もない政治的思考力の訓練は権力ニヒリズムに通じているだけだろう。ここでは、M. ウェーバー、K. マンハイム、丸山真男、A. D. リンゼイ、B. クリックなどの「政治教育」論および「政治教育思想史」論を検討することで、「政治と市民」について考えてみたい。

**（３）達成目標**

上記の方法によって「市民の政治参加」に関して知見を深めること。

**（４）授業内容**

（２）に上げた諸家による上記問題に関する文献を講読する。文献ごとにあらかじめ報告と司会の担当部分を決め、報告者がレジюмеに基づき報告の後、司会役を中心に論点を整理し、討議して理解を深める。

**（５）成績評価**

平常点とゼミ論による。

**（６）資料**

基礎文献として、Max Weber および Karl Mannheim の関連書文献、丸山真男『戦中と戦後の間』（みすず書房）などを読む、具体的な文献の取り上げ方は開講時に指示する。



( 1 ) 授業題目 「政治教育の政治思想史」を考える( 2 )

( 2 ) 目的と概要

「政治教育の政治思想史」を考える( 1 )を継続し、とくに Bernard Crick, Alexander Lindsay などの関連文献を講読する。

( 3 )( 5 )( 6 ) は、「政治教育の政治思想史」を考える( 1 )に同じ。